The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿（四）：桓公七年～荘公十年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 1998, 21, p. 37-97
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61065
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿（四）
――桓公七年～莊公十年

岩本憲司
（跡見學園女子大學）

〔桓公七年〕

經 七年春二月己亥焚咸丘

注 傳はない。「焚」は、火田（やきがり）である。「咸丘」は、魯地である。高平の鉅野縣の南部に咸亭がある。物をとり盡くした（一網打盡にした）ことを譏るから、書いたのである。

附 疏に引く『釋例』に「咸丘　魯地　非蒐狩常處　經不言蒐狩　但稱焚咸丘　言火田盡物　非蒐狩之義」とあるのを參照。

經 夏穀伯綏來朝

經 鄧侯吾離來朝

注 （兩者を）まとめて「（來）朝」と稱していないのは、各々別々に朝禮を行なったからである。「穀」國は、南鄉の筑陽縣の北部にあった。

附 隱公十一年に「春滕侯薛侯來朝」とあるのを參照。

傳 七年春穀伯鄧侯來朝　名　賤之也

注 邊鄙な土地の小國であったから（名を書いて）賤しんだのであり、（言いかえれば）朝禮の仕方が不充分であったから（賤しんで）名を書いたのである。春にやって來たが、夏になってから朝禮を行なったので、經は「夏」と書いているのである。

附 注の前半については、異說として、疏に「服注云　穀鄧密邇於楚　不親仁善鄉以自固　卒爲楚所滅　无同好之救　桓又有弒賢兄之惡　故賤而名之」とある。

傳 夏盟向求成于鄭　旣而背之

注 「盟」・「向」は、二邑の名である。隱公十一年に王が鄭

に與えたから、鄭と和平することを求めたのである。

(附)隱公十一年の傳文に「王取鄔劉蔿邘之田于鄭　而與鄭人蘇忿生之田　溫原絺樊隰郕欑茅向盟州陘隤懷」とあるのを參照。

傳秋鄭人齊人衛人伐盟向　王遷盟向之民于郟

(注)「郟」は、王城である。

傳冬曲沃伯誘晉小子侯殺之

(注)「曲沃伯」は、武公である。「小子侯」は、哀侯の子である。

〔桓公八年〕

經八年春正月己卯烝

(注)傳はない。これは、夏正の仲月（十一月）にあたるから、時期をこえてはいないのに、書いているのは、下の五月の再度の烝祭のために、それが瀆（宗廟をけがすもの）であることを示したのである。例は、五年にある。

(附)注の「例在五年」については、五年の傳文に「閉蟄而烝」とあり、注に「建亥之月　昆蟲閉戶　萬物皆成　可薦者衆　故烝祭宗廟」とあり、つづく傳文に「過則書」とあり、注に「卜日有吉否　過次節　則書以譏慢也」とある。なお、その上の疏に引く『釋例』に「周禮　祭宗廟以四仲　蓋言其下限也」とあり、また、「經書正月烝　得仲月之時也　其夏五月復烝　此爲過烝　若但書夏五月烝則唯可知其非時　故先發正月之烝　而繼書五月烝　以示非時　並明再烝瀆也」とあるのを參照。

注の「瀆」については、『易』蒙卦に「再三瀆」とあるのを參照。また、公羊傳文に「亟則黷　黷則不敬」とあるのを參照。

經天王使家父來聘

(注)傳はない。「家父」は、天子の大夫である。「家」は氏で、「父」は字である。

經夏五月丁丑烝

(注)傳はない。

經秋伐邾

(注)傳はない。

經冬十月雨雪

(注)傳はない。（十月は）今（夏正）の八月にあたるから、（この記事を）書いたのは、時節はずれのためである。

(附)注の「書　時失」は、隱公九年の傳文である。なお、公羊傳文に「何以書　記異也　何異爾　不時也」とあり、何注に「周之十月　夏之八月　未當雨雪」とあるのを參照。

(經)祭公來　遂逆王后于紀

(注)「祭公」は、諸侯で天子の三公となった者である。王が魯に婚禮の主人役をさせたから、祭公が（魯に）來て（魯の）命を受けて、迎えに行ったのである。天子には外がないから、（はやくも、この時點で）「王后」と稱しているのである。（公だけを書いて）卿を書いていないのは、重い方を擧げて、輕い方は省略したのである。

(附)注の「祭公　諸侯爲天子三公者」については、公羊傳文に「祭公者何　天子之三公也」とあるのを參照。

注の「天子無外云云」については、襄公十五年の注に「天子無外　所命則成　故不言逆女」とあるのを參照。また、隱公二年の疏に引く『釋例』に「天子娶　則稱逆王后」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「女在其國稱女　此其稱王后何　王者無外　其辭成矣」とあり、穀梁傳文に「天子無外　王命之　則成矣」とあるのも參照。

注の「卿不書云云」については、疏に引く『釋例』に「襄十五年劉夏逆王后于齊　傳曰　卿不行　非禮也　知祭公如紀時　亦有卿　卿不書　舉重略輕　猶羣邲之戰　唯書郤克林父　此天子使公卿之文」とあるのを參照。

(傳)八年春滅翼

(注)曲沃がこれを滅したのである。

(傳)隨少師有寵　楚鬬伯比曰　可矣　讎有釁　不可失也

(注)「釁」は、瑕隙（すき）である。德のない者が寵愛されるのは、國のすきである。

(傳)夏楚子合諸侯于沈鹿

(注)「沈鹿」は、楚地である。

(傳)黃隨不會

(注)「黃」國は、今の弋陽縣である。

(傳)使薳章讓黃

(注)會さなかったことを責めたのである。

(傳)楚子伐隨　軍於漢淮之間　季梁請下之　弗許而後戰

(注)「下之」とは、降服を申し出る、ということである。

(傳)所以怒我而怠寇也　少師謂隨侯曰　必速戰　不然　將失楚師　隨侯禦之　望楚師

(注)はるかに楚の師を見たのである。

(傳)季梁曰　楚人上左　君必左

(注)「君」とは、楚の君である。

(附)異説として、『日知錄』巻二十八〈左傳註〉に「愚謂君謂隨侯　王謂楚王　兩軍相對　隨之左當楚之右　言楚師左堅右瑕　君當在左以攻楚之右師」とある。

(傳)無與王遇　且攻其右　右無良焉　必敗　偏敗　衆乃攜矣　少師曰　不當王　非敵也　弗從

(注)季梁の策には從わなかったのである。

(傳)戰于速杞　隨師敗績　隨侯逸

(注)「速杞」は、隨地である。「逸」は、逃である。

(傳)鬬丹獲其戎車與其戎右少師

(注)「鬬丹」は、楚の大夫である。「戎車」は、君が乘る兵車である。「戎右」は、車右〔そえのり〕である。寵愛していたから、車右にしたのである。

(傳)秋隨及楚平　楚子將不許　鬬伯比曰　天去其疾矣

(注)「去疾〔害虫を除去した〕」とは、少師が獲られて死んだことをいう。

(傳)隨未可克也　乃盟而還

(傳)冬王命虢仲立晉哀侯之弟緡于晉

(注)「虢仲」とは、王の卿士の虢公林父のことである。

(附)五年の傳文に「虢公林父將右軍」とあり、注に「虢公林父　王卿士」とあるのを參照。

(傳)祭公來　遂逆王后于紀　禮也

(注)天子が諸侯から娶るときには、同姓の諸侯に主人役をさせる。（この場合）祭公が（主人役の魯に）來て、魯から命を受けたので、「禮にかなっている」と言っているのである。

〔桓公九年〕

(經)九年春紀季姜歸于京師

(注)「季姜」は、桓王の后である。「季」は字で、「姜」は紀の姓である。字を書いているのは、父母の尊を伸張させたのである。

(附)公羊傳文に「其辭成矣　則其稱紀季姜何　自我言紀　父母之於子　雖爲天王后　猶曰吾季姜」とあり、何注に「明子尊不加於父母」とあるのを參照。

(經)夏四月

(經)秋七月

(經)冬曹伯使其世子射姑來朝

(注)曹伯は、病氣だったから、自分の子を來朝させたのである。

(附)公羊の何注に「時曹伯年老有疾　使世子行聘禮　恐卑故使自代朝」とあるのを參照。

傳九年春紀季姜歸于京師　凡諸侯之女行　唯王后書

(注)婦人の嫁入りを書くための（凡）例である。諸侯に嫁いだ場合は、魯に赴告してきても、書かない。

傳巴子使韓服告于楚　請與鄧爲好

(注)「韓服」は、巴の行人（使者）である。「巴」國は、巴郡の江州縣にあった。

傳楚子使道朔將巴客以聘於鄧

(注)「道朔」は、楚の大夫である。「巴客」とは、韓服のことである。

傳鄧南鄙鄾人攻而奪之幣

(注)「鄾」は、今の鄧縣の南部、沔水の北側にあった。

傳殺道朔及巴行人　楚子使薳章讓於鄧　鄧人弗受

(注)鄾人が攻めたのではない、と言い張ったのである。

傳夏楚使鬬廉帥師及巴師圍鄾

(注)「鬬廉」は、楚の大夫である。

傳鄧養甥聃甥帥師救鄾　三逐巴師　不克

(注)二人の「甥」は、いづれもみな、鄧の大夫である。

傳鬬廉衡陳其師於巴師之中以戰　而北

(注)「衡」は、横である。巴の師を二つに分け、鬬廉はその間に（自分の師を）横にならべて、鄧の師と戰い、わざと逃走したのである。「北」は、走（にげる）である。

傳鄧人逐之　背巴師　而夾攻之

(注)楚の師がわざと逃走し、鄧の師がそれを追いかけたが、巴の師を背にした（通り越した）ところで、巴の師が（後方から）これを攻め、楚の師も前方からひきかえして、ともに戰ったのである。

傳鄧師大敗　鄾人宵潰

(注)「宵」は、夜である。

傳秋虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃

(注)「梁」國は、馮翊の夏陽縣にあった。「荀」・「賈」は、いづれもみな、國名である。

(附)『漢書』地理志上に「左馮翊（中略）夏陽　故少梁」とあるのを參照。

傳冬曹大子來朝　賓之以上卿　禮也

(注)「諸侯の嫡子が、（嫡子として正式に）天子に報告していないうちに、君の代行をする場合は、皮帛をもって、子・男の後につづく」（『周禮』春官〈典命〉）から、（ここで）「上卿として待遇した」のであり、（つまり）それ

ぞれ、その國の上卿になぞらえるのである。

(附)疏に引く『釋例』に「周禮　諸侯之適子　誓於天子　則下其君禮一等　未誓　則以皮帛繼子男　此謂公侯伯子男之世子出會朝聘之儀也　誓者　告於天子　正以爲世子受天子報命者也　未誓　謂在國正之而未告天子者也　曹之世子　未誓而來　故賓之以上卿　謂比於諸侯之上卿繼子男之末　命數相準故也」とある。なお、『周禮』の鄭注に「誓猶命也　言誓者　明天子既命以爲之嗣　樹子不易也　春秋桓九年曹伯使其世子射姑來朝　行國君之禮是也　公之子　如侯伯而執圭　侯伯之子　如子男而執璧　子男之子與未誓者　皆次小國之君　執皮帛而朝會焉其賓之皆以上卿之禮焉」とあるのを參照。

(傳)享曹大子　初獻　樂奏而歎

(注)(「初獻」とは)酒を始めに獻じたのである。

(傳)施父曰　曹大子其有憂乎　非歎所也

(注)「施父」は、魯の大夫である。

(附)疏に「服虔云　古之爲享食　所以觀威儀省福禍　無喪而戚　憂必讎焉　今大子臨樂而歎　是父將死而兆先見也」とある。

〔桓公十年〕

(經)十年春王正月庚申曹伯終生卒

(注)(名を書いているのは)同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた(からである)。

(附)僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之(注　謂未同盟)不然則否(注　謂同盟而不以名告)辟不敏也」とあるのを參照。

(經)夏五月葬曹桓公

(注)傳はない。

(經)秋公會衞侯于桃丘　弗遇

(注)傳はない。衞侯は公と會の約束をしたが、途中で公にそむき、かわりに齊・鄭についてしまった。だから、公だけが往き、出あうことがなかったのである。「桃丘」は、衞地である。濟北の東阿縣の東南部に桃城がある。

(附)公羊傳文に「會者何　期辭也　其言弗遇何　公不見要也」とあるのを參照。

(經)冬十有二月丙午齊侯衞侯鄭伯來戰于郎

(注)「侵」・「伐」を改めて、「來戰」と書いているのは、魯が周の封爵の次序を用いたことを善とし、三國が有辭(言い分が正しく、理のある方、つまり、魯)を討ったことをにくんでである。

(附)疏に引く『釋例』に「齊侯衛侯鄭伯來戰于郎　夫子善魯人之秉周班　惡三國之伐有禮　故正王爵以表周制　去侵伐以見無罪　此聖人之所以扶奬王室敦崇大教　故改常例以特見之」とあるのを參照。

(傳)十年春曹桓公卒

(注)施父の言葉に結末をつけたのである。

(附)九年の傳文に「施父曰　曹大子其有憂乎　非歎所也」とある。

(傳)虢仲譖其大夫詹父於王

(注)「虢仲」は、王の卿士であり、「詹父」は、その下屬の大夫である。

(傳)詹父有辭　以王師伐虢　夏虢公出奔虞

(注)「虞」國は、河東の大陽縣にあった。

(附)『漢書』地理志上に「河東郡（中略）大陽　吳山在西上有吳城　周武王封太伯後於此　是爲虞公　爲晉所滅」とあるのを參照。

(傳)秋秦人納芮伯萬于芮

(注)四年に魏を圍んだ時に執えた者である。

(附)四年の傳文に「冬王師秦師圍魏　執芮伯以歸」とある。

(傳)初虞叔有玉

(注)「虞叔」は、虞公の弟である。

(傳)虞公求旃

(注)「旃」は、之である。

(附)『詩』魏風〈陟岵〉の毛傳に「旃　之」とあり、また、唐風〈采苓〉の鄭箋に「旃之言　焉也」とあるのを參照。なお、王引之『經傳釋詞』卷九に「之旃　聲相轉　旃焉聲相近　旃又爲之焉之合聲」とある。

(傳)弗獻　既而悔之　曰　周諺有之　匹夫無罪　懷璧其罪

(注)他人がその璧をうらやみ、璧（をもっていること）を罪とするのである。

(附)襄公十五年の傳文に「小人懷璧　不可以越鄉」とあり、注に「言必爲盜所害」とあるのを參照。

(傳)吾焉用此　其以賈害也

(注)「賈」は、買である。

(附)昭公二十九年の傳文「平子每歲賈馬」の注に、同文が見える。

(傳)乃獻之　又求其寶劍　叔曰　是無厭也　無厭　將及我

(注)私を殺そうとするであろう。

(附)諸本に從って、傳文の「獻」の下に、「之」の字を補う。

傳遂伐虞公　故虞公出奔共池

注「共池」は、地名で、闕〔不明〕である。

附隱公六年の疏に「若不知何國之地者　則言闕　若虞公出奔共池　公孫嬰齊卒于貍脤　並注云闕　是也」とあるのを参照。

傳冬齊衞鄭來戰于郎　我有辭也　初北戎病齊

注六年にある。

傳諸侯救之　鄭公子忽有功焉　齊人饟諸侯　使魯次之　魯以周班後鄭　鄭人怒　請師於齊　齊人以衞師助之　故不稱侵伐

注「侵」・「伐」を稱さずに、「戰」という表現をとっていて、魯が直で諸侯が曲であることが明らかだから、「わが方の言い分が正しい〔わが方に理がある〕」と言っているのである。（この戰いでは）禮をもって自主的にやめ、兩軍ともに兵を引き、敗績するということはなかった。

附注の「交綏而退」については、文公十二年の傳文に「乃皆出戰　交綏」とあり、注に「古名退軍爲綏」とあるのを参照。

注の「無敗績」については、公羊傳文に「此偏戰也　何以不言師敗績　內不言戰　言戰乃敗矣」とあるのを参照。

傳先書齊衞　王爵也

注鄭が、兵の主となったのに、齊・衞の下におかれているのは、王の封爵の順にならべたからである。《春秋》が、魯が依然として周の禮を守っていたことを示すため（の手立て）である。

附隱公五年「邾人鄭人伐宋」の注に「邾主兵　故序鄭上」とあるのを参照。

〔桓公十一年〕

經十有一年春正月齊人衞人鄭人盟于惡曹

注「惡曹」は、場所が闕〔不明〕である。

經夏五月癸未鄭伯寤生卒

注（名を書いているのは）元年に同盟し、名をもって赴告してきた（からである）。

附元年に「夏四月丁未公及鄭伯盟于越」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを参照。

經秋七月葬鄭莊公

注傳はない。（死後）三箇月で葬ったのは、速すぎる。

附隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

經九月宋人執鄭祭仲

注「祭」は氏で、「仲」は名である。「行人」と稱していないのは、脅迫に屈して君をおい出したため、罪責してである。「行人」の例は、襄公十一年にある。（なお、このことについては）『釋例』で詳しく論じている。

附注の「行人例在襄十一年」については、襄公十一年の傳文に「書曰行人　言使人也」とあり、注に「書行人　言非使人之罪」とある。

注の「釋例詳之」については、本疏に引く『釋例』に「祭仲之如宋　非會非聘　與於見誘而以行人應命　不能死節　挾僞以簒其君　故經不稱行人以罪之」とある。また、五年の疏に引く『釋例』に「伯仲叔季　固人字之常　然古今亦有以爲名者　而公羊守株　專謂祭氏以仲爲字　既謂之字　無辭以善之　因託以行權　人臣而善其行權逐君　是亂人倫壞大敎也　說左氏者　知其不可　更云　鄭人嘉之　以字告　故書字　此爲因有告命之例　欲以苟免　未是春秋之實也」とある。なお、公羊疏に引く賈逵『長義』に「若令臣子得行　則閉君臣之道　啓簒弑之路」とあるのを參照。

經突歸于鄭

注「突」とは、厲公のことである。宋によって送り込まれたから、「歸」と言っているのである。例は、成公十八年にある。「公子」と稱していないのは、赴告に從ったのである。文が（上の）「（鄭）祭仲」に連なっているから、「鄭（突）」と言っていないのである。

附注の「例在成十八年」については、成公十八年の傳文に「諸侯納之曰歸」とある。

經鄭忽出奔衞

注「忽」とは、昭公のことである。（先君）莊公の埋葬がすんでいるのに、爵を稱していないのは、鄭人が彼を賤しみ、名をもって赴告してきた、からである。

附注の「莊公既葬云云」については、僖公九年の傳文に「凡在喪　王曰小童　公侯曰子」とあり、注に「在喪　未葬也」とあるのを參照。また、同年の傳文に「書曰殺其君之子　未葬也」とあるのを參照。

注の「鄭人賤之云云」については、十五年「鄭世子忽復歸于鄭」の注に「守介節以失大國之助　知三公子之彊不從祭仲之言　修小善絜小行　從匹夫之仁　忘社稷之大計　故君子謂之善自爲謀　言不能謀國也　父卒而不能自君　鄭人亦不君之　出則降名以赴」とあるのを參照。

經柔會宋公陳侯蔡叔盟于折

注傳はない。「柔」は、魯の大夫で、族（氏）を賜わって

いなかった者である。「蔡叔」は、蔡の大夫で、「叔」は、名である。「折」は、場所が闕（不明）である。

㊟公羊傳文に「柔者何　吾大夫之未命者也」とあるのを參照。

經公會宋公于夫鍾

㊟傳はない。「夫鍾」は、成地である。

經冬十有二月公會宋公于闕

㊟傳はない。「闕」は、魯地で、東平の須昌縣の東南部にあった。

傳十一年春齊衞鄭宋盟于惡曹

㊟「宋」が書かれていないのは、經の闕（文）である。

㊟上の經には「十有一年春正月齊人衞人鄭人盟于惡曹」とある。なお、異說として、疏に「服虔以爲　不書宋　宋後盟」とある。

傳楚屈瑕將盟貳軫

㊟「貳」・「軫」は、二國の名である。

傳鄖人軍於蒲騷　將與隨絞州蓼伐楚師

㊟「鄖」國は、江夏の雲杜縣の東南部にあった。（今、そこに）鄖城がある。「蒲騷」は、鄖の邑である。「絞」は、國名である。「州」國は、南郡の華容縣の東南部にあった。「蓼」國は、今の義陽の棘陽縣の東南部の湖陽城である。

傳莫敖患之

㊟「莫敖」とは、楚の官名で、屈瑕のことに他ならない。

㊟十二年の傳文に「莫敖屈瑕曰云云」とあるのを參照。

傳鬬廉曰　鄖人軍其郊　必不誡　且日虞四邑之至也

㊟「虞」は、度（はかる）である。「四邑」とは、隨・絞・州・蓼（の四國）である。（つまり）「邑」もまた、國なのである。

㊟注の「虞　度也」については、昭公六年の傳文「始吾有虞於子」の注に、同文がみえる。

注の「邑亦國也」については、『說文』に「邑　國也」とあるのを參照。

傳君次於郊郢以禦四邑

㊟「君」とは、屈瑕をいう。「郊郢」は、楚地である。

㊟『儀禮』喪服「傳曰　君至尊也」の注に「天子諸侯及卿大夫有地者　皆曰君」とあるのを參照。

傳我以銳師宵加於鄖　鄖有虞心而恃其城

㊟自分の都城に近いことを恃みにしている。

㊟上の傳文に「鄖人軍於蒲騷」とあり、注に「蒲騷　鄖邑」

とあるのを参照。また、『詩』大雅〈瞻卬〉の鄭箋に「城猶國也」とあるのを参照。

傳 莫有鬬志　若敗鄖師　四邑必離　莫敖曰　盍請濟師於王

注「盍」は、何不（カフ）〔なんぞ～ざる〕である。「濟」は、益である。

附 注の「濟　益也」については、昭公二十七年の傳文「左司馬沈尹戌帥都君子與王馬之屬以濟師」の注に、同文がみえる。

傳 對曰　師克在和　不在衆　商周之不敵　君之所聞也

注「商」とは、紂のことである。「周」とは、武王のことである。傳に「武王には名臣十人がおり、紂には億兆の民がいた」とある。

附 昭公二十四年の傳文に「大誓曰　紂有億兆夷人　亦有離德　余有亂臣十人　同心同德」とあるのを参照。また、襄公二十八年の傳文に「武王有亂臣十人」とあり、注に「亂　治也」とあるのを参照。なお、成公二年の傳文に「大誓所謂商兆民離　周十人同者　衆也」とあるのも参照。

傳 成軍以出　又何濟焉　莫敖曰　卜之　對曰　卜以決疑不疑何卜　遂敗鄖師於蒲騷　卒盟而還

注 結局、貳・軫と盟ったのである。

傳 鄭昭公之敗北戎也

注 六年にある。

附 六年の傳文に「北戎伐齊　齊使乞師于鄭　鄭大子忽帥師救齊　六月大敗戎師」とある。

傳 齊人將妻之　昭公辭　祭仲曰　必取之　君多內寵　子無大援　將不立　三公子皆君也

注 子突・子亹・子儀の〈生〉母は、いづれもみな、寵愛されている。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「服虔曰　言庶子有寵者多」とある。

傳 弗從

傳 夏鄭莊公卒　初祭封人仲足有寵於莊公

注「祭」は、鄭地である。陳留の長垣縣の東北部に祭城がある。「封人」とは、國境を守備する者であり、守備する場所〈祭〉をそのまま氏としたのである。

附 注の「封人　守封疆者」については、隱公元年の傳文「潁考叔爲潁谷封人」の注に「封人　典封疆者」とあるのを参照。

注の「因以所守爲氏」については、經の注に「祭　氏」とあるのを参照。

傳 莊公使爲卿　爲公娶鄧曼　生昭公　故祭仲立之

㊟「曼」は、鄧（國）の姓である。

㊟『說文』に「鄧　曼姓之國」とあるのを參照。

傳宋雍氏女於鄭莊公　曰雍姞　生厲公

㊟「雍氏」は、姞（という）姓で、宋の大夫である。女（むすめ）を人にめあわせるのを、「女」という。

㊟『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　雍氏　黃帝之孫姞姓之後　爲宋大夫」とあるのを參照。また、宣公三年の傳文に「初鄭文公有賤妾曰燕姞」とあり、注に「姞南燕姓」とあるのを參照。なお、『通志』氏族略〈以國爲氏〉に「宋有雍氏　姞姓也」とある。

傳雍氏宗有寵於宋莊公　故誘祭仲而執之

㊟祭仲が宋へ行ったのは、會でもなく、聘でもない。（宋に）誘われたため、行人（使人）として（宋の）命に應じたのである。

㊟『史記』鄭世家の〈集解〉に「服虔曰　爲宋正卿　故曰有寵」とある。

傳曰　不立突　將死　亦執厲公而求賂焉　祭仲與宋人盟以厲公歸而立之　秋九月丁亥昭公奔衛　己亥厲公立

〔桓公十二年〕

經十有二年春正月

經夏六月壬寅公會杞侯莒子盟于曲池

㊟「曲池」は、魯地である。魯國の汶陽縣の北部に曲水亭がある。

經秋七月丁亥公會宋公燕人盟于穀丘

㊟「穀丘」は、宋地である。「燕人」とは、南燕の大夫である。

㊟隱公五年の傳文に「衛人以燕師伐鄭」とあり、注に「南燕國　今東郡燕縣」とあるのを參照。また、莊公二十年の傳文に「執燕仲父」とあり、注に「燕仲父　南燕伯」とあるのを參照。

經八月壬辰陳侯躍卒

㊟傳はない。厲公である。十一年に魯の大夫と折で盟ったのに、「葬」を書いていないのは、魯が（同盟國であるにもかかわらず）會葬しなかったからである。「壬辰」は、七月の二十三日である。「八月」のところに書いているのは、赴告に從ったのである。

㊟十一年に「柔會宋公陳侯蔡叔盟于折」とあり、注に「柔魯大夫未賜族者」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬　同軌畢至　諸侯五月　同盟至」とあるのを參照。

㊟「伐宋」と書いた上に、かさねて「戰」と書いているのは、それによって、宋に信がなかったことを示したのである。（なお）莊公十一年の傳例に「雙方が陣を整えた場合に『戰』という」とあるが、（ここでは）宋に信がなかったことをとがめるから、（魯の方が、宋を相手にせず、敵なしに）ひとりで戰ったという表現をとっているのである。

㊝疏に「莊二十八年齊人伐衛　衛人及齊人戰　此文亦當如彼　宜云及宋人戰　今直言戰于宋者　尤其無信　故以獨戰爲文　皆陳曰戰　戰是敵辭　不言及宋戰　不使宋得敵也」とあるのを參照。

傳十二年夏盟于曲池　平杞莒也

㊟隱公四年に莒人が杞を伐ち、以後、そのまま不和であった。

㊝隱公四年に「春王二月莒人伐杞取牟婁」とある。

傳公欲平宋鄭　秋公及宋公盟于句瀆之丘

㊟「句瀆之丘」とは、（經の）「穀丘」に他ならない。宋は、厲公を立ててやったことで、鄭に巨額の賄賂を要求したが、鄭人が負擔しきれなかったため、不和になったのである。

經公會宋公于虛

㊟「虛」は、宋地である。

經冬十有一月公會宋公于龜

㊟「龜」は、宋地である。

經丙戌公會鄭伯盟于武父

㊟「武父」は、鄭地である。陳留の濟陽縣の東北部に武父城がある。

經丙戌衛侯晉卒

㊟傳はない。かさねて「丙戌」を書いているのは、義例ではない。史官の成文に因っただけである。（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

㊝注の「未同盟云云」については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを參照。

經十有二月及鄭師伐宋　丁未戰于宋

(附)十三年の傳文に「宋多責賂於鄭　鄭不堪命」とあるのを参照。

(傳)宋成未可知也　故又會于虛　冬又會于龜　宋公辭平　故與鄭伯盟于武父

(注)宋公は、鄭の賄賂をほしがっていたから、公と三度も會しながら、結局、ことわって、鄭と和平しなかったのである。

(傳)遂帥師而伐宋　戰焉　宋無信也　君子曰　苟信不繼　盟無益也　詩云　君子屢盟　亂是用長　無信也

(注)「詩」は、小雅（巧言）である。信がないから、しばしば盟い、しばしば盟えば、心が粗略になり、心が粗略になると、怨恨が生じる、ということであり、だから、「亂を増大させる」と言っているのである。

(傳)楚伐絞　軍其南門　莫敖屈瑕曰　絞小而輕　輕則寡謀　請無扞采樵者以誘之

(注)「扞」は、衛〔まもる〕である。「樵」は、薪〔たきぎ〕である。

(附)注の「扞　衛也」については、文公六年の傳文「親帥扞之」の注に、同文がみえる。

(傳)從之　絞人獲三十人

(注)楚人をとらえたのである。

(傳)明日絞人爭出　驅楚役徒於山中　楚人坐其北門而覆諸山下

(注)「坐」は、守と同じである。「覆」とは、伏兵を設けて待機したのである。

(附)隱公九年の傳文に「君爲三覆以待之」とあり、注に「覆伏兵也」とあるのを参照。

(傳)大敗之　爲城下之盟而還

(注)「城下の盟」は、諸侯が深く恥とするものである。

(附)宣公十五年の傳文に「敝邑易子而食　析骸以爨　雖然城下之盟　有以國斃　不能從也」とあり、注に「寧以國斃　不從城下盟」とあるのを参照。

(傳)伐絞之役　楚師分涉於彭

(注)「彭」水は、新城の昌魏縣にあった。

(附)疏に引く『釋例』に「彭水　出新城昌魏縣　東北至南鄉筑陽縣　入漢」とあるのを参照。

(傳)羅人欲伐之　使伯嘉諜之　三巡數之

(注)「羅」は、熊姓の國である。宜城縣の西部の山中にあったが、後に、南郡の枝江縣にうつった。「伯嘉」は、羅の大夫である。「諜」は、伺〔うかがう〕である。「巡」は、徧〔回、めぐり〕である。

(附)注の「後徙南郡枝江縣」については、『漢書』地理志上に「南郡（中略）枝江　故羅國」とあるのを参照。

注の「諜　伺也」については、哀公元年の傳文「使女艾諜澆」の注に「諜　候也」とあるのを參照。

〔桓公十三年〕

經十有三年春二月公會紀侯鄭伯　己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰　齊師宋師衛師燕師敗績

注總くずれした場合に、「敗績」という。例は、莊公十一年にある。（敗者が、莊公二十八年のように）「人」と稱したり、（ここのように）「師」と稱したりしているのは、（單に）史官による表現の違いである（義例ではない）。

衛の宣公の埋葬がすんでいないのに、（子の）惠公が「侯」を稱して鄰國と接したのは、非禮である。

附注の「大崩曰敗績云云」については、莊公十一年の傳文に「大崩曰敗績」とあり、注に「師徒橈敗　若沮岸崩山喪其功績　故曰敗績」とある。

注の「或稱人云云」については、莊公二十八年に「春王三月甲寅齊人伐衛　衛人及齊人戰　衛人敗績」とある。なお、同年の公羊傳文に「敗者稱師　衛何以不稱師　未得乎師也」とあるのを參照。

注の「衛宣公未葬云云」については、疏に引く『釋例』に「父雖未葬　喪服在身　踰年　則於其國內卽位稱君　伐鄭之役　宋公衛侯是也　春秋書魯事　皆踰年卽位稱公　不可曠年無君　則知他國亦同　然據父未葬　於其國內　雖得伸其尊　若以接鄰國　則違禮失制也」とある。なお、『禮記』曲禮下の疏に「賈服注　譏其不稱子」とあるのを參照。

經三月葬衛宣公

注傳はない。

經夏大水

注傳はない。

經秋七月

經冬十月

傳十三年春楚屈瑕伐羅　鬬伯比送之　還　謂其御曰　莫敖必敗　舉趾高　心不固矣

注「趾」は、足である。

附『爾雅』釋言の文である。

傳遂見楚子曰　必濟師

注（あからさまに）「屈瑕がまける」とは言えなかったから、「師をふやすように」と言うことで、とおまわしに

諫めたのである。

(附)十一年の傳文「盍請濟師於王」の注に「濟　益也」とあるのを參照。

(傳)楚子辭焉

(注)その趣旨を理解しなかったから、拒んだのである。

(傳)人告夫人鄧曼　鄧曼曰　大夫其非衆之謂

(注)「鄧曼」は、楚の武王の夫人である。伯比の趣意は、士衆をふやすことにあるのではない、ということである。

(傳)其謂君撫小民以信　訓諸司以德　而威莫敖以刑也　莫敖狃於蒲騷之役　將自用也

(注)「狃」は、忕（なれる）である。「蒲騷の役」は、十一年にある。

(附)十一年の傳文に「遂敗鄖師於蒲騷」とある。なお、諸本に從って、注の「蒲騷」の下に「役」の字を補う。

(傳)必小羅　君若不鎮撫　其不設備乎　夫固謂君訓衆而好鎮撫之

(注)（上の）「信によって人民を安撫する」ということである。

(附)襄公二十三年の疏に「服虔云　夫謂鬬伯比也」とある。

(傳)召諸司而勸之以令德

(注)（上の）「德によって役人を敎える」ということである。

(傳)見莫敖而告諸天之不假易也

(注)「諸」は、之である。天は、慢易している人間に力をかさない、という意味であり、（つまり、上の）「刑によって莫敖をおそれさせる」ということである。

(附)注の「言天不借貸慢易之人」に對しては、異說として、王引之『經義述聞』に「家大人曰　假易猶寬縱也　天不假易　謂天道之不相寬縱也　僖三十三年傳曰　敵不可縱　史記春申君傳　敵不可假　秦策作敵不可易　是假易皆寬縱之意也」とある。

(傳)不然　夫豈不知楚師之盡行也　楚子使賴人追之　不及

(注)「賴」國は、義陽の隨縣にあった。「賴人」とは、（賴國の人で）楚に仕えていた者である。

(附)襄公二十三年の疏に「服虔云　夫謂鬬伯比也」とある。

(傳)莫敖使徇于師曰　諫者有刑

(注)「徇」とは、ふれを出したのである。

(傳)及鄢　亂次以濟

(注)「鄢」水は、襄陽の宜城縣にあり、漢水にそそいでいた。

(附)疏に引く『釋例』に「鄢水　出新城沶鄉縣　東南經襄陽至宜城縣　入漢」とあるのを參照。

(傳)遂無次　且不設備　及羅　羅與盧戎兩軍之

(注)「盧戎」は、南蠻である。

(傳)大敗之　莫敖縊于荒谷　羣帥囚于冶父

(注)「縊」とは、自分で首をくくったのである。「荒谷」・「冶

父」は、いづれもみな、楚地である。

㊟注の「縊　自經也」については、昭公元年の傳文に「縊而弑之」とあり、注に「縊　絞也」とあるのを參照。

傳以聽刑　楚子曰　孤之罪也　皆免之

傳宋多責賂於鄭

㊟突を立ててやったことに對する（見返りの）賄賂である。

傳鄭不堪命　故以紀魯及齊與宋衞燕戰　不書所戰　後也

㊟公が、（戰う）土地を約束する場におくれて、（約束なしに）その戰いに參加したから、戰った土地を書いていないのである。

㊟疏に引く『釋例』に「桓十三年戰不書所　所者期戰所在之地也　公會戰而後其期　猶及諸侯共其成敗　故備書諸國而不書地　成十六年傳曰　戰之日齊國佐至於師　此其類也　然則諸戰書日者　日卽從月　計此經　當云二月己巳公會紀侯鄭伯　今退己巳於鄭伯之下者　春秋之例　公之出會　例多以月　要盟戰敗　例多以日　故己巳之文在公會紀侯鄭伯之下　十二年十二月及鄭師伐宋　丁未戰于宋　亦其類也」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「服虔云　下日者　公至而後定戰日」とある。

傳鄭人來請脩好

〔桓公十四年〕

經十有四年春正月公會鄭伯于曹

㊟十二年の武父でのよしみをかためたのである。「曹」（という國名）で地をいっているのは、曹が會に參加したからである。

㊟注の前半については、十二年に「丙戌公會鄭伯盟于武父」とある。

注の後半については、隱公元年「九月及宋人盟于宿」の注に「凡盟以國地者　國主亦與盟」とあるのを參照。

經無冰

㊟傳はない。（この記事を）書いたのは、時節はずれだったからである（隱公九年傳文）。

㊟公羊の何注に「周之正月　夏之十一月　法當堅冰　無冰者　溫也」とあるのを參照。

經夏五

㊟「月」を書いていないのは、（單なる）闕文である。

經鄭伯使其弟語來盟

經秋八月壬申御廩災

㊟「御廩」とは、公が祭祀の供物とするために自分で耕作した穀物を、貯蔵しておく倉である。天火〔天が降した火事、自然發生の火事〕を「灾〔災〕」という。例は、宣公十六年にある。

㊟注の前半については、公羊傳文に「御廩者何　粢盛委之所藏也」とあり、また、穀梁傳文に「天子親耕以共粢盛」とあるのを參照。なお、諸本、疏及び穀梁の范注に從って、注の「公所親耕」の上に、「藏」の字を補う。

注の後半については、宣公十六年の傳文に「凡火　人火曰火　天火曰災」とある。

㊟乙亥嘗

㊟きまった時節に先んじた場合も、「過」である〔早すぎた場合も、遲すぎた場合と、すぎるという點で、同じであるから、書いたのである〕。（ただし、この記事を書いた理由は、このような時の早晩の他に、もう一つある。つまり）いったん、日をトって致齊した以上、たとえ御廩に火事があっても、嘉穀〔黍稷の類〕に被害がない限り、祭祀をやめてはならないから、（この記事を）書くことによって（そのような）法を示したのである。

㊟注の前半については、五年の傳文に「始殺而嘗」とあり、注に「建酉之月　陰氣始殺　嘉穀始熟　故薦嘗於宗廟」とあるのを參照。つまり、建酉の月とは、夏正の八月であり、一方、ここの「八月」は、周正だから、建未の月、すなわち夏正の六月にあたり、早すぎる、ということである。また、同年の傳文に「過則書」とあるのを參照。

注の後半については、『周禮』大宰に「祀五帝　則掌百官之誓戒　與其具脩　前期十日　帥執事而卜日　遂戒（中略）享先王亦如之」とあり、注に「十日　容散齊七日致齊三日」とあるのを參照。なお、注の「戒日」は、「卜日」の意と考えられる。

なお、諸本に從って、注の「廩」の上に、「御」の字を補う。

㊟冬十有二月丁巳齊侯祿父卒

㊟傳はない。（名を書いているのは）隱公六年に艾で盟った（からである）。

㊟隱公六年に「夏五月辛酉公會齊侯盟于艾」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを參照。

㊟宋人以齊人蔡人衞人陳人伐鄭

㊟凡そ、師を自分の思いどおりに指揮できた場合に、「以」という。例は、僖公二十六年にある。

㊟僖公二十六年の傳文に「凡師能左右之曰以」とあり、注

に「左右　謂進退在己」とある。なお、公羊傳文に「以者何　行其意也」とあるのを參照。

傳十四年春會于曹　曹人致餼　禮也

注にやきしたのを「饔」といい、なまのを「餼」という。

附注の「生曰餼」については、六年の傳文「齊人饋之餼」の注に、同文がみえる。

傳夏鄭子人來尋盟　且脩曹之會

注「子人」とは、（經の）「弟語」に他ならない。その後裔が子人氏となった。

附僖公七年の傳文に「洩氏孔氏子人氏三族　實違君命」とあり、注に「三族　鄭大夫」とあるのを參照。また、同二十八年の傳文に「使子人九行成于晉」とあり、注に「子人　氏　九　名」とあるのを參照。

傳秋八月壬申御廩災　乙亥嘗　書　不害也

注建物が炎上したが、消火活動の結果、おさまり、穀物には及ばなかった。だから、「（この記事を）書いたのは、（穀物に）被害がなかったからである」と言っているのである。

附異說として、經の疏に「服虔云　魯以壬申被災　至乙亥而嘗　不以災害爲恐」とある。

傳冬宋人以諸侯伐鄭　報宋之戰也

注（「宋の戰い」は）十二年にある。

附十二年に「十有二月及鄭師伐宋　丁未戰于宋」とある。

傳焚渠門　入及大逵

注「渠門」は、鄭の城門である。「逵」は、道に九車がならべられるもの（つまり、大通り）である。

附注の「逵　道方九軌」については、隱公十一年の傳文「及大逵　弗及」の注に、同文がみえる。なお、そこの附を參照。

傳伐東郊　取牛首

注「東郊」は、鄭の郊である。「牛首」は、鄭の邑である。

附襄公十年の傳文に「己酉師于牛首」とあり、注に「鄭地」とあるのを參照。

傳以大宮之椽歸　爲盧門之椽

注「大宮」は、鄭の祖廟である。「盧門」は、宋の城門である。「伐」（だけ）を赴告し、「入」・「取」を赴告してこなかったから、（經には、「入」・「取」が）書かれていないのである。

附注の「大宮　鄭祖廟」については、隱公十一年の傳文「授兵於大宮」の注、及び宣公十二年の傳文「臨于大宮」の

注に、同文がみえる。
注の「盧門　宋城門」については、襄公十七年の傳文「賊六人以鈹殺諸盧門合左師之後」の注に、同文がみえる。なお、昭公二十一年の傳文「華氏居盧門」の注に「盧門　宋東城南門」とあり、哀公二十六年の傳文「寢於盧門之外」の注に「盧門　宋東門」とあるのを參照。

〔桓公十五年〕

經十有五年春二月天王使家父來求車

經三月乙未天王崩
㊟傳はない。桓王である。
㊟公羊の何注にも「桓王也」とある。

經夏四月己巳葬齊僖公
㊟傳はない。

經五月鄭伯突出奔蔡
㊟突は、簒立したものの、自分の地位を安定させるに足る權力がなく、しかも、祭仲にたよることが出來ずに、かえって、小臣（雍糾）といっしょになって盜賊もどきの計略をめぐらした。だから、（追い出されたのではなくて）自分から奔ったという表現をとって、罪責したのである。例は、昭公三年にある。
㊟注の前半については、下の傳文に詳しい。
注の後半については、昭公三年の傳文に「書曰北燕伯欵出奔齊　罪之也」とあり、經の方の注に「不書大夫逐之而言奔　罪之也」とある。なお、疏に引く『釋例』に「諸侯奔亡　皆迫逐而苟免　非自出也　傳稱　衛孫林父甯殖出其君　名在諸侯之策　此以臣名赴告之文也　仲尼之經　更沒逐者主名　以自奔爲文　責其不能自安自固　所犯非徒所逐之臣也」とあるのを參照。

經鄭世子忽復歸于鄭
㊟忽は確かに君の位にいたから、今ここでかえるのに、もとの位にもどった場合の例によって（「復歸」と）表現しているのである。（にもかかわらず）「世子」と稱しているのは、以下のようなわけである。――忽は、大子のとき、（內は）母氏の寵愛や宗卿（祭仲）の援助があり、（外は）諸侯に對して功績をあげ、このような面では、大子として華華しかったが、（他面）いこぢに節義を守って、大國の後楯（を得る機會）を失い、三公子（子突・子亹・子儀）の力を知りながら、祭仲の言葉に從わなかった。（つまり）ちっぽけな善行を修めて身を潔白

に保ち、自分一人の仁に従って國家の大計を忘れたのであり、だから、君子もこれを「自分のこと（だけ）をよく考えている」と評している。國のことまで考えることが出來なかった、という意味である。（そして）父が死ぬと、（位についたが）自分を君と（して確立）することが出來ず、鄭人も彼を君とはみなさず、（そのため）出たときには、降格して、名をもって赴告し〔十一年〕、入ったときには、大子の禮によって迎えた〔ここ〕。（これを要するに）追い出されることに始まって、殺されることに終わり、三公子がかわるがわる立ち、鄭の國が亂れたのは、實に、忽の所爲なのである。――以上のようなわけである。（なお）「復歸」の例は、成公十八年にある。

(附)注の「忽實居君位」については、十一年の傳文に「初祭封人仲足有寵於莊公　莊公使爲卿　爲公娶鄧曼　生昭公　故祭仲立之」とあるのを參照。

注の「復其位之例」及び「復歸例」については、成公十八年の傳文に「復其位　曰復歸」とある。

注の「有功於諸侯」については、十年の傳文に「初北戎病齊　諸侯救之　鄭公子忽有功焉」とあるのを參照。

注の「而守介節云云」については、六年の傳文に「齊侯欲以文姜妻鄭大子忽　大子忽辭　人問其故　大子曰　人各有耦　齊大　非吾耦也　詩云　自求多福　在我而已　大國何爲　君子曰　善自爲謀（注　言獨絜其身　謀不及國）及其敗戎師也　齊侯又請妻之　固辭　人問其故　大子曰　無事於齊　吾猶不敢　今以君命奔齊之急　而受室以歸　是以師昏也　民其謂我何　遂辭諸鄭伯」とあり、十一年の傳文に「鄭昭公之敗北戎也　齊人將妻之　昭公辭　祭仲曰　必取之　君多內寵　子無大援　將不立　三公子皆君也　弗從」とあるのを參照。

注の「出則降名以赴」については、十一年に「鄭忽出奔衞」とあり、注に「莊公既葬　不稱爵者　鄭人賤之　以名赴」とあるのを參照。

注の「終於見殺　三公子更立」については、十七年の傳文に「初鄭伯將以高渠彌爲卿　昭公惡之　固諫　不聽　昭公立　懼其殺己也　辛卯弑昭公而立公子亹」とあり、十八年の傳文に「七月戊戌齊人殺子亹而轘高渠彌　祭仲逆鄭子于陳而立之（注　鄭子　昭公弟子儀也）」とあるのを參照。なお、先にあげた十一年の傳文「三公子皆君也」の注に「子突子亹子儀之母　皆有寵」とあるのも參照。

なお、疏に「釋例與此注盡同　其末云　故仲尼因以示義」とある。

經 許叔入于許

注 「許叔」は、（許の）莊公の弟である。隱公十一年に、鄭が、許の大夫に許叔を奉じて許の東鄙に居住させ、鄭の莊公の死後、ようやく（都に）入って位についたのであり、許人は、これを歡迎したから、字をもって赴告してきたのである。叔はもともと國を立ち去ってはいない〔東鄙にいた〕から、（ここで）「入」と稱していても、（この「入」は）國が迎えた例ではない。

附 注の「隱十一年云云」については、隱公十一年の傳文に「鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏」とあり、注に「許叔　許莊公之弟　東偏　東鄙也」とあるのを參照。注の「許人嘉之云云」については、十七年の傳文に「秋蔡季自陳歸于蔡　蔡人嘉之也」とあり、注に「嘉之　故以字告」とあるのを參照。注の「叔本不去國云云」については、成公十八年の傳文に「凡去其國　國逆而立之　曰入」とあり、注に「謂本無位　紹繼而立」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「諸在例外稱入　直是自外入內　記事常辭　義无所取　賈氏雖夫人姜氏之入　皆以爲例」とあるのを參照〔なお、賈氏のは、異說である〕。

經 公會齊侯于艾

經 邾人牟人葛人來朝

注 傳はない。三人は、いづれもみな、附庸の世子である。附庸の君は名を稱するのがきまりであるから、その子は降格して「人」と稱しているのである。「牟」國は、今の泰山の牟縣である。「葛」國は、梁國の寧陵縣の東北部にあった。

附 莊公五年の傳文に「秋郳犂來來朝　名　未王命也」とあり、注に「未受爵命爲諸侯　傳發附庸稱名例也」とあるのを參照。また、隱公元年「三月公及邾儀父盟于蔑」の注に「附庸之君　未王命　例稱名」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「附庸世子稱人　邾人牟人葛人來朝　是也」とある。

經 秋九月鄭伯突入于櫟

注 「櫟」は、鄭の別都であり、今の河南の陽翟縣である。國を得たわけではないから、單に「入」と書いているだけで、義例はない。

附 注の前半については、『史記』周本紀の〈集解〉に「服虔曰　櫟　鄭大都」とあるのを參照。注の後半については、上の「許叔入于許」の附を參照。

(経)冬十有一月公會宋公衛侯陳侯于袲伐鄭

(注)「袲」は、宋地である。沛國の相縣の西南部にあった。（「于袲」と、場所を書いているのは）先に會禮を行い、その後で伐った（からである）。

(附)定公四年に「三月公會劉子晉侯宋公蔡侯衛侯陳子鄭伯許男曹伯莒子邾子頓子胡子滕子薛伯杞伯小邾子齊國夏于召陵侵楚」とあり、注に「於召陵　先行會禮」とあるのを參照。なお、疏に「若不言地　直言會　則是不與謀例也」とある。

(傳)十五年春天王使家父來求車　非禮也　諸侯不貢車服

(注)車・服は、上が下に與えるものである。

(傳)天子不私求財

(注)諸侯にはきまった職貢がある。

(傳)祭仲專　鄭伯患之　使其壻雍糾殺之　將享諸郊　雍姬知之　謂其母曰　父與夫孰親　其母曰　人盡夫也　父一而已　胡可比也

(注)婦人は、家にいれば父を天とし、出れば夫を天とするから、女（むすめ）は迷った。そこで、母が、生んでくれた方（父）が本であると言って、迷いを解いてやったのである。

(附)『儀禮』喪服傳に「婦人有三從之義　無專用之道　故未嫁從父　既嫁從夫　夫死從子　故父者子之天也　夫者妻之天也」とあるのを參照。なお、『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　雍糾　鄭大夫」とある。

(傳)遂告祭仲曰　雍氏舍其室而將享子於郊　吾惑之　以告祭仲殺雍糾　尸諸周氏之汪

(注)「汪」は、池である。「周氏」は、鄭の大夫である。殺してその屍をさらし、みせしめにしたのである。

(傳)公載以出

(注)雍糾が殺されたのをあわれんだから、その屍を車にのせ、ともに國を出たのである。

(傳)曰　謀及婦人　宜其死也

(傳)夏厲公出奔蔡

(傳)六月乙亥昭公入

(傳)許叔入于許

(傳)公會齊侯于艾　謀定許也

傳秋鄭伯因櫟人殺檀伯　而遂居櫟

注「檀伯」は、櫟を守っていた鄭の大夫である。

附『水經』巻二十二〈潁水〉注に「服虔曰　檀伯　鄭守櫟大夫」とあるのを參照。

傳冬會于袤　謀伐鄭　將納厲公也　弗克而還

〔桓公十六年〕

經十有六年春正月公會宋公蔡侯衛侯于曹

經夏四月公會宋公衛侯陳侯蔡侯伐鄭

注春に既に相談しているのに、今ここで、（「及」と書かずに）「會」と書いているのは、魯が、不正（厲公）を送り込む相談をしたことを諱んだからである。「蔡」は、いつも「衛」の上にあるのに、今ここで、（「衛」の下どころか）「陳」の下にならべられているのは、おそらく、遅れてやって來たからであろう。

附注の前半については、下の傳文に「春正月會于曹　謀伐鄭也」とある。なお、宣公七年の傳文に「凡師出　與謀曰及　不與謀曰會」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「魯既春會于曹　以謀伐鄭　夏遂興師　而更從不與謀之文者　厲公簒大子忽之位　謀而納之　非正　故諱之　從不與謀之例」とあるのを參照。

注の後半については、疏に引く『班序譜』に「自隱至莊十四年　四十三歳　征伐盟會者　凡十六國　時無霸主會同不幷　無有成序　其間　蔡與衛凡七會　六在衛上唯此處在陳下」とあるのを參照。

經秋七月公至自伐鄭

注飲至の禮（歸還の酒禮）を舉行したから、書いたのである。

附下の傳文に「秋七月公至自伐鄭　以飲至之禮也」とある。なお、二年の傳文に「凡公行　告于宗廟　反行　飲至舍爵策勳焉　禮也」とあるのを參照。

經冬城向

注傳に「（この記事を）書いたのは、時期に適っていたからである」とあるが、下に「十（有）一月」がある。舊說では、そのため、"傳はまちがっている（十月だから、時期に適っていない）"と言っている。（しかしながら、實は）ここの「城向」も同じく十一月のことなのであり、ただ、本事（本となった事件）が異なっていたのを、それぞれ、その本事に隨って書いた、というに過ぎない。

（例えば）経に「夏叔弓如滕　五月葬滕成公」とあるのに對して、傳では「五月叔弓如滕」といっており（昭公三年）、つまり、單に時（四季）を稱している場合でも、下の月と異なっているとは限らない、ということがわかる。また、（十二月ではなくて、十一月なのに、「時期に適っている」とされている點については）この年を推算してみると、閏が六月にあるから、「月」が後で節氣が前になり、水星は、十一月でも正中することが可能なのである。（それに）『詩』に「定星がまさに正中せんとするとき、楚宮を作った」（鄘風〈定之方中〉）とあり（時期に適っているとされているが）、この場合は、（「方」とあるから）まだ正中していないのである（つまり、正中する少し前でもかまわない、ということ）。（これを要するに）功役の事については、いつも、天象を指示するのであって、歴數（日月）を言うのとは異なる。だから、傳が經を釋する場合は、いづれもみな、一時（一つの季節）を通して言い、月ごとに分けることはしないのである。

(附)注全般については、莊公二十九年の傳文に「凡土功　龍見而畢務　戒事也」とあり、注に「謂今九月周十一月　龍星角亢　晨見東方　三務始畢　戒民以土功事」とあり、つづく傳文に「火見而致用」とあり、注に「大火　心星次角亢見者　致築作之物」とあり、つづく傳文に「水昏正而栽」とあり、注に「謂今十月　定星昏中　於是樹板榦而興作」とあり、つづく傳文に「日至而畢」とあり、注に「日南至　微陽始動　故土功息」とあるのを參照。

注の「本事」については、『漢書』藝文志に「丘明恐弟子各安其意以失其眞　故論本事而作傳　明夫子不以空言說經也」とあるのを參照。

注の「又推按此年云云」については、疏に「建戌之月二十一日　已得建亥節氣　是十月節氣在九月之中」とある。

注の「詩云　定之方中云云」については、『詩』鄘風〈定之方中〉の序に「得其時制」とあるのを參照。

注の「功役之事云云」については、五年の疏に引く『釋例』に「凡十二月　而節氣有二十四　共通三百六十六日　分爲四時　間之以閏月　故節未必恒在其月初　而中氣亦不得恒在其月之半　是以傳舉天宿氣節爲文　而不以月爲正也　土功作者　不必日月　故亦言　龍見而畢務　戒事也　火見而致用　水昏正而栽　日至而畢　此其大準也」とあるのを參照。

經十有一月衞侯朔出奔齊

(注)惠公である。朔は、人をおとしいれて國を取ったから、

二公子が追い出したとは言わず、（自分から奔ったという表現をとって）罪責したのである。

㊟昭公三年の傳文に「書曰北燕伯款出奔齊　罪之也」とあり、經の方の注に「不書大夫逐之而言奔　罪之也」とあるのを參照。

なお、注の「讒構」については、下の傳文に「宣姜與公子朔構急子」とあり、注に「構會其過惡」とあるのを參照。

傳十六年春正月會于曹　謀伐鄭也

㊟前年の冬に厲公を送り込む相談をしたが、うまくゆかなかったから、（今ここで）また更めて相談したのである。

㊟十五年の傳文に「冬會于袤　謀伐鄭　將納厲公也　弗克而還」とある。

傳夏伐鄭

傳秋七月公至自伐鄭　以飲至之禮也

傳冬城向　書　時也

傳初衛宣公烝於夷姜　生急子

㊟「夷姜」は、宣公の庶母（父の妾）である。上と淫通することを「烝」という。

㊟『詩』邶風〈雄雉〉の序疏に「服虔云　上淫曰烝」とあるのを參照。

傳屬諸右公子　爲之娶於齊而美　公取之　生壽及朔　屬壽於左公子

㊟左右の媵の子であったから、それをそのまま稱號としたのである。

傳夷姜縊

㊟寵愛を失い、自分で首をくくって死んだのである。

傳宣姜與公子朔構急子

㊟「宣姜」は、宣公が急子から横取りした妻である。急子の罪惡をでっちあげたのである。

㊟『詩』邶風〈二子乘舟〉の疏に「服虔云　構會其過惡」とあるのを參照。なお、『史記』衛世家に「讒惡太子伋」とあるのも參照。

傳公使諸齊　使盜待諸莘　將殺之

㊟「莘」は、衛地である。陽平縣の西北部に莘亭がある。

㊟『詩』邶風〈二子乘舟〉の疏に「服虔云　莘　衛東地」とある。

傳壽子告之　使行

㊟「行」は、去（にげる）である。

(附)僖公五年の傳文「宮之奇以其族行」の注に、同文がみえる。なお、昭公五年の傳文「是將行」の注に「行　出奔」とあるのを參照。

(傳)不可　曰　棄父之命　惡用子矣

(注)「惡」は、安〔いづくんぞ〕である。

(傳)有無父之國則可也　及行　飲以酒　壽子載其旌以先　盜殺之　急子至　曰　我之求也　此何罪　請殺我乎　又殺之　二公子故怨惠公　十一月左公子洩右公子職立公子黔牟

(注)「黔牟」は、羣公子である。

(傳)惠公奔齊

〔桓公十七年〕

(經)十有七年春正月丙辰公會齊侯紀侯盟于黃

(注)「黃」は、齊地である。

(經)二月丙午公會邾儀父盟于趡

(注)「趡」は、魯地である。字〔あざな〕を稱しているのは、蔑の盟と同義である。二月ならば、丙午（の日）はない。丙午ならば、三月四日である。日か月か（のどちらか）が誤っているに違いない。

(附)隱公元年に「三月公及邾儀父盟于蔑」とあり、注に「附庸之君　未王命　例稱名　能自通于大國　繼好息民　故書字貴之」とある。

(經)夏五月丙午及齊師戰于奚

(注)「奚」は、魯地である。雙方が陣を整えた場合に「戰」という〔莊公十一年傳文〕。

(附)ここの經文については、序疏に「四時必具　乃得成年　桓十七年五月無夏　昭十年十二月無冬　二者皆有月而無時　既得其月　時則可知　仲尼不應故闕其時獨書其月　當是仲尼之後寫者脫漏」とある。また、『禮記』中庸の疏に「桓四年及七年不書秋七月冬十月　成十年不書冬十月　桓十七年直云五月不云夏　昭十年直云十二月不云冬　如此不具者　賈服之義　若登臺而不視朔　則書時不書月　若視朔而不登臺　則書月不書時　若雖無事　視朔登臺　則空書時月　若杜元凱之意　凡時月不具者　皆史闕文」とある。なお、昭公十年「十有二月甲子宋公成卒」の注には「無冬　史闕文」とあるが、ここの注には、そのような說明が見當たらないから、疏の本とは異なり、杜預の本では、ここの經に「夏」があったと推測される。

(經)六月丁丑蔡侯封人卒

(注)（名を書いているのは）十一年に大夫（どうし）が折で

盟った（からである）。

㊟十一年に「柔會宋公陳侯蔡叔盟于折」とあり、注に「柔　魯大夫未賜族者　蔡叔　蔡大夫」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを參照。

經秋八月蔡季自陳歸于蔡

㊟「季」は、蔡侯の弟である。「歸」と言っているのは、陳によって送り込んでもらったからである。

㊟成公十八年の傳文に「諸侯納之曰歸」とあるのを參照。

經癸巳葬蔡桓侯

㊟傳はない。「侯」と稱しているのは、おそらく、誤りであろう。（死後）三箇月で葬ったのは、はやすぎる。

㊟注の前半については、疏に引く『釋例』に「卒而外赴者　皆正爵而稱名　愼死考終　不敢違大典也　書葬者　皆從主人私稱　客主之人　敬各有本　謙敬各得其所　而後二國之禮成也　葬蔡桓侯　獨不稱公　劉賈許曰　桓卒而季歸　無臣子之辭也　蔡侯無子　以弟承位　羣臣無廢主社稷不乏祀　故傳稱　蔡人嘉之　非貶所也　杞伯稱子　傳爲三發　蔡侯有貶　傳亦宜說　史書謬誤　疑有闕文」とあるのを參照（なお、劉・賈・許のは、異說である）。

注の後半については、隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを參照。

經及宋人衛人伐邾

經冬十月朔　日有食之

㊟「甲」・「乙」（日づけ）は、暦のかなめであり、「晦」・「朔」は、日・月の交會である。日食（をいう）には、「晦」・「朔」を抜きに出來ないが、「晦」・「朔」は、「甲」・「乙」をまって始めてかぞえられる。だから、日食は、必ず、「朔」と日づけとを書くことを例とするのである。

傳十七年春盟于黃　平齊紀　且謀衛故也

㊟齊が紀を滅ぼそうとしたことと、衛がその君を追い出したことである。

㊟注の前半については、十三年に「春二月公會紀侯鄭伯己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰　齊師宋師衛師燕師敗績」とあるのを參照。

注の後半については、十六年に「十有一月衛侯朔出奔齊」とある。

傳及邾儀父盟于趡　尋蔑之盟也

注「蔑の盟」は、隱公元年にある。

附隱公元年に「三月公及邾儀父盟于蔑」とある。

傳夏及齊師戰于奚　疆事也

注境界を争ったのである。

傳於是齊人侵魯疆　疆吏來告　公曰　疆埸之事　愼守其一而備其不虞

注「虞」は、度であり、不度（「不虞」）は、不意と同じである。

附『爾雅』釋言に「虞　度也」とあるのを參照。また、『詩』大雅〈抑〉の毛傳に「不虞　非度也」とあるのを參照。

傳姑盡所備焉　事至而戰　又何謁焉

注齊が盟に背いてせめて來たのに、公は（逆に）信義をもって待ち受けた。だから、（經に）「侵」・「伐」と書いていないのである。

附十年の傳文に「故不稱侵伐」とあり、注に「不稱侵伐而以戰爲文　明魯直諸侯曲」とあるのを參照。

傳蔡桓侯卒　蔡人召蔡季于陳

注桓侯には子がなかったから、（弟の）季を呼びもどして立てたのである。季は、內では、國人に期待され、外では、諸侯の援助があった。だから、字（あざな）を書くことによって、人望を得たことをほめ、「歸」と稱することによって、外國（陳）が送り込んでくれたことを明らかにしたのである。

傳秋蔡季自陳歸于蔡　蔡人嘉之也

注これを歡迎したから、字（あざな）をもって赴告してきたのである。

傳伐邾　宋志也

注邾と宋とが境界を争ったが、魯は、宋の方の意志に從い、（邾との）趡の盟に背いたのである。

傳冬十月朔　日有食之　不書日　官失之也　天子有日官諸侯有日御

注「日官」・「日御」は、歷數をつかさどる者である。

附『周禮』大史の疏に「服氏注云　日官日御　典厤數者也」とあるのを參照。

傳日官居卿以底日　禮也

注「日官」は、天子のもとで厤をつかさどる者であり、六卿の中には入らないが、位が卿に準ずるから、「卿（の位）にいる」と言っているのである。「底」は、平であ

る。厤數をととのえることをいう。

(附)注の前半については、異説として、『周禮』大史の疏に「服注云　是居卿者　使卿居其官以主之　重厤數也」とある。

注の後半については、異説として、『漢書』律曆志上「日官居卿以底日　禮也」の注に「蘇林曰　底　致也」とある。ちなみに、宣公三年の傳文「天祚明德　有所底止」の注には「底　致也」とあり、また、襄公九年の傳文「夫婦辛苦墊隘　無所底告」の注にも「底　至也」とあり、また、昭公元年の傳文「底祿以德」の注にも「底　致也」とある。

なお、傳文の「底」は、按勘記に従って、「底」に改める。ちなみに、「底」の方の例としては、襄公二十九年の傳文に「處而不底」とあり、また、昭公元年の傳文に「勿使有所壅閉湫底以露其體」とあり、後者の注に「底滯也」とある。

傳日御不失日　以授百官于朝

(注)日官が、厤をととのえて、諸侯に頒布し、諸侯は、これを奉じ、天時を間違えずに、百官に授けるのである。

(附)『周禮』大史に「正歲年以序事（中略）頒告朔于邦國」とあり、注に「天子頒朔于諸侯　諸侯藏之祖廟　至朔朝于廟　告而受行之　鄭司農云　頒讀爲班　班　布也以十二月朔　布告天下諸侯」とあるのを參照。また、文公十六年の穀梁傳文に「天子告朔于諸侯　諸侯受乎禰廟　禮也」とあるのを參照。なお、三年の注に「經之首時　必書王　明此厤天王之所班也」とあるのも參照。

傳初鄭伯將以高渠彌爲卿　昭公惡之　固諫　不聽　昭公立　懼其殺己也　辛卯弑昭公而立公子亹

(注)「公子亹」は、昭公の弟である。

傳君子謂昭公知所惡矣　公子達曰

(注)「公子達」は、魯の大夫である。

(附)疏に「知非鄭人者　若是鄭人　當在君子之前言之　傳先載君子之議　後陳子達之言　是達聞其言而評之　與臧文仲聞蓼六之滅　其事相類　故知是魯人也」とある。

傳高伯其爲戮乎　復惡已甚矣

(注)「復」は、重（かさねる）である。もともと、昭公ににくまれていたのに、その上また、君を弑したのであり、（つまり）かさねて惡をなしたのである。

(附)注の「復　重也」については、惠棟『春秋左傳補註』に「案韓非子亦載此事　復惡作報惡　鄭注大司寇云　復猶報也　杜訓爲重　失之」とある（なお、『韓非子』は、〈難四〉である）。ちなみに、定公四年の傳文「無復怒」の注には「復　重也」とあり、一方、同年の傳文「我必復

楚國」の注には「復　報也」とある。

〔桓公十八年〕

經十有八年春王正月公會齊侯于濼

注「濼」水は、濟南の厤城縣にあり、西北に流れて、濟水にそそいでいた。

經公與夫人姜氏遂如齊

注公は、はじめから夫人と同行したが、濼につくと、公（だけ）が齊侯と會禮をおこなった。だから、先に（夫人ぬきで）「濼で會した」と書いているのである。（そして）會がおわると、（夫人と）つれだって齊に到達した。だから、（ここでは、夫人も入れて）「遂〔ついで〕」と言っているのである。

附ここの經文については、段玉裁の『春秋左氏古經』に「各本公下有與字　公穀皆無　公羊傳云　公何以不言及夫人夫人外也　注云　据公及夫人會齊侯于陽穀　穀梁傳云濼之會　不言及夫人何也　以夫人之伉也　按左有與字疑俗增之　春秋書及書暨　未有書與者」とある。なお、杜預の本がどうだったかは、あまりはっきりしないが、注に、「公本與夫人俱行」とあり、また、公・穀のような説明がないから、「與」（あるいは「及」）があった可能性もある。

經夏四月丙子公薨于齊

注「戕」と言っていないのは、諱んでである。「戕」の例は、宣公十八年にある。

附宣公十八年の傳文に「凡自內虐其君曰弑　自外曰戕」とある。

なお、注の「戕」は、挍勘記に從って、「戕」に改める。

經丁酉公之喪至自齊

注傳はない。（もどったことを書いているのは）廟に報告した（からである）。「丁酉」は、五月一日である。（つまり、ここは）日があって月がないのである〔上の「四月」を承けているわけではない〕。

附二年の傳文に「冬公至自唐　告于廟也」とあるのを參照。また、その疏に引く『釋例』に「桓公之喪至自齊　此則死還告廟而書至者也」とあるのを參照。

經秋七月

經冬十有二月己丑葬我君桓公

注傳はない。（死後）九箇月もたって葬ったのは、怠慢で

ある。

(附)隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを參照。

傳十八年春公將有行遂與姜氏如齊

(注)外遊することを事前に（臣下に）はかったのである。

傳申繻曰　女有家　男有室　無相瀆也　謂之有禮　易此必敗

(注)妻は夫の家に安んじ、夫は妻の室に安んずるものであり、これに違反すれば、（互いを）汚すことになる。今ここで、公が姜氏をつれて齊に行こうとしていたから、（申繻は）公が禍亂を招くにちがいないと悟ったのである。

(附)『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰　申繻　魯大夫」とある。

傳公會齊侯于濼　遂及文姜如齊　齊侯通焉　公謫之

(注)「謫」は、譴（せめる）である。

(附)成公十七年の傳文「國子謫我」の注に「謫　譴責也」とあり、昭公七年の傳文「自取謫于日月之災」の注に「謫　譴也」とあるのを參照。また、『史記』賈誼傳の〈集解〉に「韋昭曰　謫　譴也」とあるのを參照。

なお、『詩』邶風〈雄雉〉の序疏に「服虔云　傍淫曰通」とあり、また、「服虔又云　凡淫曰通」とある。

傳以告

(注)夫人が齊侯にいいつけたのである。

(附)『史記』齊世家に「夫人以告齊襄公」とあるのを參照。

傳夏四月丙子享公

(注)齊侯が公のために享燕の禮を設けたのである。

(附)『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰　爲公設享讌之禮」とあるのを參照。

傳使公子彭生乘公　公薨于車

(注)車に上げるのを「乘」という。彭生は力が強かったから、公の幹（あばら）をへし折って殺したのである。

(附)莊公元年の公羊傳文に「夫人譖公於齊侯　公曰　同非吾子　齊侯之子也　齊侯怒　與之飲酒　於其出焉　使公子彭生送之　於其乘焉（注　於其將上車時）搚幹而殺之」とあるのを參照。また、『史記』齊世家に「齊襄公與魯君飲　醉之　使力士彭生抱上魯君車　因拉殺魯桓公　桓公下車則死矣」とあるのを參照。

傳魯人告于齊曰　寡君畏君之威　不敢寧居　來脩舊好　禮成而不反　無所歸咎　惡於諸侯　請以彭生除之

(注)恥ずべき惡評をとり除く、ということである。

傳齊人殺彭生

(注)（經に）書いていないのは、卿ではなかったからである。

傳秋齊侯師于首止

注師を首止にならべ、鄭が君を弑したことに對して討伐しようとしたのである。「首止」は、衞地である。陳留の襄邑縣の東南部に首鄉がある。

附十七年の傳文に「初鄭伯將以高渠彌爲卿　昭公惡之　固諫　不聽　昭公立　懼其殺己也　辛卯弑昭公而立公子亹」とあるのを參照。

なお、『史記』鄭世家の〈集解〉に「服虔曰　首止　近鄭之地」とある。

傳子亹會之　高渠彌相

注齊が自分達を討伐しようとしていることを知らなかったのである。

傳七月戊戌齊人殺子亹而轘高渠彌

注車裂きを「轘」という。

附宣公十一年の傳文「轘諸栗門」の注に「轘　車裂也」とあるのを參照。

傳祭仲逆鄭子于陳而立之

注「鄭子」は、昭公の弟の子儀である。

附『詩』鄭風〈出其東門〉の序疏に「服虔云　鄭子　昭公弟子儀也」とあるのを參照。

傳是行也　祭仲知之　故稱疾不往　人曰　祭仲以知免　仲曰　信也

注當時の人が、「祭仲は忠臣の節義を忘れた」と譏ったが、仲は、〝子亹は渠彌に立ててもらい、もともと不正であるうえに、位を固め民を安んじることが出來なかったのだから、除かれて當然である〟と考えていたから、そのまま譏った者の言葉を甘受することによって、本意を明らかにしたのである。

傳周公欲弑莊王而立王子克

注「莊王」は、桓王の太子である。「王子克」は、莊王の弟の子儀である。

附『史記』周本紀の〈集解〉に「賈逵曰　莊王弟子儀也」とあるのを參照。

傳辛伯告王　遂與王殺周公黑肩　王子克奔燕

注「辛伯」は、周の大夫である。

附『史記』周本紀の〈集解〉に「賈逵曰　辛伯　周大夫也」とあるのを參照。

傳初子儀有寵於桓王　桓王屬諸周公　辛伯諫曰　並后

注妾が后〈きさき〉のようである。

附閔公二年の傳文に「內寵並后」とあるのを參照。

傳匹嫡

注庶子が嫡子のようである。

附閔公二年の傳文に「嬖子配適」とあるのを參照。

傳兩政

注臣がほしいままに命令を出す。

附王引之『經義述聞』に「杜釋兩政　與上下文異義　非也　政非政事之政　謂正卿也（中略）兩政者　寵臣之權與正卿相敵也　曰並　曰匹　曰兩　曰耦　皆相敵之辭」とある。なお、閔公二年の傳文に「外寵二政」とあるのを參照。

傳耦國

注大邑が國都のようである。

附閔公二年の傳文に「大都耦國」とあるのを參照。

傳亂之本也　周公弗從　故及

注難に遭ったのである。

附閔公二年の傳文に「周公弗從　故及於難」とあるのを參照。

〔莊公元年〕

經元年春王正月

經三月夫人孫于齊

注「夫人」とは、莊公の母である。魯人が彼女を責めたため、出奔したのだが、內（魯）については「奔」を諱むから、これを「孫」といい、（自分から）孫讓して（ゆずって）たち去ったかのようにしたのである。

附昭公二十五年「九月己亥公孫于齊　次于陽州」の注に「諱奔　故曰孫　若自孫讓而去位者」とあるのを參照。また、公羊傳文に「孫者何　孫猶孫也　內諱奔　謂之孫」とあり、穀梁傳文に「孫之爲言　猶孫也　諱奔也」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「使若不爲臣子所逐　自孫位而去者」とある。

經夏單伯送王姬

注傳はない。「單伯」は、天子の卿である。「單」は、采地で、「伯」は、爵である。王は、女（むすめ）を齊に嫁がせるにあたり、既に、魯に主人役を命じていたから、（今ここで）單伯が女を（魯に）送ってくるのに、「（王）使」と稱していないのである。「王姬」とあって、字（あざな）を稱していないのは、王を尊び、かつ、內女（魯女）と區別する、ためである。天子が女を諸侯に嫁がせる場合、同姓の諸侯に主人役をさせ、自分では婚禮を行なわないのは、（天子と諸侯とでは）身分が釣り合わないからである。

附注の「單伯　天子卿也」について。公・穀の經文は「夏單伯逆王姬」であり、したがって、公・穀の傳文には「單伯者何　吾大夫之命乎天子者也」とある。

注の「天子嫁女於諸侯云云」については、公羊傳文に「天子嫁女乎諸侯　必使諸侯同姓者主之　諸侯嫁女于大夫必使大夫同姓者主之」とあり、何注に「不自爲主者　尊卑不敵」とあるのを參照。

經秋築王姬之館于外

㊟公は、諒闇（心喪の期間）にあって、齊侯が親迎する際のことを考えたが、（喪中ゆえ）そのまま吉禮によって廟であうに忍びず、かと言って、王の命にさからうわけにもゆかなかったから、宿舍を外に築いたのである。

㊟注の「公在諒闇」については、隱公元年の傳文「弔生不及哀」の注に「諸侯已上　既葬　則縗麻除　無哭位　諒闇終喪」とあるのを參照。

注の「不忍便以禮接於廟」については、下の傳の注に「喪制未闋」とあるのを參照。なお、穀梁傳文に「衰麻　非所以接弁冕也」とあるのも參照。

經冬十月乙亥陳侯林卒

㊟傳はない。（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

㊟僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注　謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを參照。

經王使榮叔來錫桓公命

㊟傳はない。「榮叔」は、周の大夫である。「榮」は氏で、「叔」は字（あざな）である。「錫」は、賜である。桓公に追命して、その德をほめたたえたのであり、昭公七年に王が衛の襄公に追命したのと、同じようなものである。

㊟昭公七年の傳文に「衛齊惡告喪于周　且請命　王使郕簡公如衛弔　且追命襄公　曰　叔父陟恪　在我先王之左右　以佐事上帝　余敢忘高圉亞圉」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「天子錫命　其詳未聞　諸侯或卽位而見錫　或歷年乃加錫　或已薨而追錫　魯桓薨後見錫則亦衛襄之比也　魯文卽位見錫　則亦晉惠之比也　魯成八年齊靈二十三年乃見錫　隨恩所加　得失存乎其事」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「錫者何　賜也　命者何　加我服也　其言桓公何　追命也」とあるのも參照。

經王姬歸于齊

㊟傳はない。「逆」（齊が迎えに來たこと）を書いていないのは、公があわなかったからである。

㊟上の「秋築王姬之館于外」の注に「不忍便以禮接於廟」

とあるのを参照。また、十一年「冬王姬歸于齊」の注に「魯主昏　不書齊侯逆　不見公」とあるのを参照。

經 齊師遷紀郱鄑郚

注 傳はない。齊は、紀を滅ぼそうとしたから、その三邑の民をうつして、その地を取ったのである。「郱」は、東莞の臨朐縣の東南部にあった。「郚」は、（東莞の）朱虛縣の東南部にあった。（「鄑」については）北海の都昌縣の西部に訾城がある。

附 疏に引く『釋例』に「邢遷于夷儀　則以自遷爲文　宋人遷宿　齊人遷陽　則以宋齊爲文　各從彼此所遷之實　記注之常辭　亦非例也」とある。なお、公羊傳文に「遷之者何　取之也」とあるのを参照。

傳 元年春不稱卽位　文姜出故也

注 文姜は、桓公といっしょに（齊に）行き、桓公が齊に殺されたから、（魯に）もどろうとせず、（一方、子の）莊公は、父が弑され、母が（國外に）出ていたから、卽位の禮を行なうに忍びなかった。（つまり、「卽位」を稱していないのは）文姜がもどっていなかったことによるから、傳は「文姜が出ていた（からである）」と稱しているのである。（しかしながら）姜は、ここで、公の心根に感じて、もどった。（もどったことを）書いていないのは、廟に報告しなかったからである。

附 注の「姜於是感公意而還」については、異說として、『詩』齊風〈南山〉の序疏に「何休及賈逵服虔皆以爲　桓公之薨　至是年三月　朞而小祥　公憂思少殺　念及於母　以其罪重　不可以反之　故書遜于齊耳　其實先在於齊　本未歸也（中略）服虔云　蓋魯桓公之喪從齊來　以文姜爲二年始來」とある。

注の「不書　不告廟」については、疏に引く『釋例』に「文姜之身　終始七如齊　再如莒　皆以淫行　書行而不書反」とあるのを参照。また、文公九年に「三月夫人姜氏至自齊」とあり、注に「告于廟」とあるのを参照。

傳 三月夫人孫于齊　不稱姜氏　絕不爲親　禮也

注 「姜氏」は、齊の姓である。文姜の義としては、齊と絕緣すべきであるのに、また齊に奔った。だから、奔ったところで「姜氏」をとり去ることによって、義を示したのである。

附 疏に引く『釋例』に「文姜與公如齊　以淫見譴　懼而歸訴於襄公　襄公殺公　而委罪於彭生　弑公之謀　姜所不與　疑懼而自留於齊　莊公感其不反　以闕卽位之禮　故姜氏自齊而還魯　魯人探情以責之　故復出奔　夫子以爲

姜氏罪不與弒　於莊公之義　當以母淫於齊而絕其齊親　內全母子之道　故經不稱姜氏　傳曰　絕不爲親　禮也　明絕之於齊也　文姜稱夫人　明母義存也　哀姜外淫　故孫稱姜氏　明義異也」とあるのを參照。なお、異說として、『魏書』竇瑗傳に引く〈服虔注〉に「夫人有與殺桓之罪　絕不爲親　得尊父之義　善莊公思大義　絕有罪　故曰禮也」とある。

傳秋築王姬之館于外　爲外　禮也

注齊は强くて魯は弱く、しかも、罪を彭生に轉嫁したため、魯は、齊を讎とすることが出來なかった。しかしながら、（折よく）喪がおわっていなかったから、（それを名目に）禮を（普通とは）異にしたのであり、禮の應變として適切であった。

附經の注に「公在諒闇　虛齊侯當親迎　不忍便以禮接於廟　又不敢逆王命　故築舍於外」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「築之外　變之正也」とあるのを參照。

〔莊公二年〕

經二年春王二月葬陳莊公

注傳はない。魯が（陳に）往って葬に會したから、書いたのである。例は、昭公六年にある。

附昭公六年の傳文に「大夫如秦　葬景公　禮也」とある。

經夏公子慶父帥師伐於餘丘

注傳はない。「於餘丘」は、國名である。莊公は、この時、十五歲であり、とすれば、「慶父」は、莊公の庶兄である。

附疏に引く『釋例』に「經書公子慶父伐於餘丘　而公羊以爲莊公母弟　計其年歲　既未能統軍　又無晉悼王孫滿幼知之文　此蓋公羊之妄　而先儒曾不覺悟　取以爲左氏義　今推案傳之上下　羽父之弒隱公　皆諮謀於桓公　則桓公已成人也　傳曰　生桓公而惠公薨　指明仲子唯有此男　非謂生在薨年也　桓以成人　而弒隱卽位　乃娶於齊　自應有長庶　故氏曰孟　此明證也　公疾　問後於叔牙　牙稱慶父材　疑同母也　傳稱　季友文姜之愛子　與公同生　故以死奉般　情義相推　考之左氏　有若符契」とあるのを參照。

經秋七月齊王姬卒

注傳はない。魯が主人役をしたから、內女（魯女）になぞらえ（て「卒」を書い）たのである。

附四年「三月紀伯姬卒」の注に「內女　唯諸侯夫人　卒葬皆書　恩成於敵體」とあるのを參照。なお、『禮記』檀

弓下に「齊穀王姬之喪　魯莊公爲之大功　或曰　由魯嫁故爲之服姊妹之服　或曰　外祖母也　故爲之服」とあり、注に「春秋　周女由魯嫁　卒服之如內女　服姊妹是也」とあるのも參照。

㊟夫人は、行くのに（いつも）禮をもってしなかったから、もどったことを、いづれもみな、書いていない。（つまり）廟に報告しなかったのである。「禧」は、齊地である。

㊟元年の疏に引く『釋例』に「文姜之身　終始七如齊　再如莒　皆以淫行　書行而不書反」とあるのを參照。また、文公九年に「三月夫人姜氏至自齊」とあり、注に「告于廟」とあるのを參照。
なお、注の「禧　齊地」については、哀公十五年の傳文に「昔晉人伐衛　齊爲衛故　伐晉冠氏　喪車五百　因與衛地　自濟以西　禧媚杏以南　書社五百」とあるのを參照。

㊟乙酉宋公馮卒

㊟傳はない。（名を書いているのは）二度、桓公と同盟した（からである）。

㊟桓公十一年に「柔會宋公陳侯蔡叔盟于折」とあり、同十二年に「秋七月丁亥公會宋公燕人盟于穀丘」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名禮也」とあるのを參照。

傳二年冬夫人姜氏會齊侯于禧　書　姦也

㊟文姜は、前には公といっしょに齊に行き（桓公十八年）、後には懼れて（齊に）出奔し（莊公元年）、ここに至って始めて、（まともに）齊と友好の會をなしたのであるが、會は夫人のなすべきことではないから、はっきりと書きあらわした（事實を直書した）のである。（なお）傳に「（この記事を）書いたのは、姦通したからである」とあるのは、（この）姦通が夫人の方の發意だったからである。（以後）文姜は毎年のように出て會したが、その義は、いづれもみな、（ここと）同じである（つまり、直書して、非禮であることを示した、ということ）。

㊟注の「傳曰書姦　姦在夫人」については、七年の傳文に「春文姜會齊侯于防　齊志也」とあり、注に「文姜數與齊侯會　至齊地則姦發夫人　至魯地則齊侯之志　故傳略舉二端以言之」とあるのを參照。
注の「文姜比年出會」については、四年に「春王二月夫人姜氏享齊侯于祝丘」とあり、五年に「夏夫人姜氏如齊

師」とあり、七年に「春夫人姜氏會齊侯于防」とあり、また「冬夫人姜氏會齊侯于穀」とある。

注の「其義皆同」については、四年「春王二月夫人姜氏享齊侯于祝丘」の注に「享　食也　兩君相見之禮　非夫人所用　直書以見其失」とあるのを參照。なお、成公十四年の傳文に「春秋之稱（中略）盡而不汙」とあり、注に「謂直言其事　盡其事實　無所汙曲」とあるのも參照。

〔莊公三年〕

經　三年春王正月溺會齊師伐衛

㊟「溺」は、魯の大夫である。彼が勝手に行ったことをにくむから、氏をとり去っているのである。

㊟隱公四年に「秋翬帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭」とあり、注に「公子翬　魯大夫　不稱公子　疾其固請强君以不義也　諸外大夫　貶皆稱人　至於內大夫　貶則皆去族稱名　於記事之體　他國可言某人　而己國之卿佐不得言魯人　此所以爲異也　翬溺去族　傳曰　疾之　叔孫豹則曰　言違命　此其例也」とあるのを參照。また、その傳文に「秋諸侯復伐鄭　宋公使來乞師　公辭之　羽父請以師會之　公弗許　固請而行　故書曰翬帥師　疾之也」とあるのを參照。

なお、『漢書』五行志下之下に「劉歆以爲（中略）衛侯朔奔齊　衛公子黔牟立　齊帥諸侯伐之　天子使使救衛　魯公子溺專政　會齊以犯王命　嚴弗能止　卒從而伐衛　逐天王所立」とある。

經　夏四月葬宋莊公

㊟傳はない。

經　五月葬桓王

經　秋紀季以酅入于齊

㊟「季」は、紀侯の弟である。「酅」は、紀の邑で、齊國の東安平縣にあった。齊が紀を滅ぼそうとしたから、季は、邑をひきいて齊に入り、附庸となったのであり、（その結果）先祖の祭祀が保たれ、社稷が守られたから、字（あざな）を書いて貴んだのである。

㊟公羊傳文に「紀季者何　紀侯之弟也　何以不名　賢也　何賢乎紀季　服罪也　其服罪奈何　魯子曰　請後五廟以存姑姊妹」とあり、穀梁傳文に「酅　紀之邑也　入于齊者　以酅事齊也」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「齊侯鄭伯詐朝于紀　欲以襲之　紀人大懼　而謀難於魯　請王命以求成于齊　公告不能　齊遂偪之　遷其三邑　國有旦夕之危　而不能自入爲附庸　故分季以酅

使請事于齊　大去之後　季爲附庸　先祀不廢　社稷有奉
季之力也　故書字不書名　書入不書叛也　判　分也
傳曰始分　爲紀侯大去張本也　劉賈謂　紀季以酅奔齊
不言叛　不能專酅也　傳稱　紀侯不能下齊　以與紀季
季非叛也　紀亡之後　叔姬歸于酅　明爲附庸　猶得專酅
故可歸也」とあるのを參照。なお、賈逵の異說については、『後漢書』賈逵傳の注にも「賈逵以爲　紀季不能兄弟同心以存國　乃背兄歸讎　書以譏之」とある。

經冬公次于滑

注「滑」は、鄭地で、陳留の襄邑縣の西北部にあった。傳例に「凡そ、師が信（二泊）をこえるのを『次』という」とある（下の傳文）。（次しただけで）戰わなかった場合には、（ここのように）次したことを書く。戰ったことを書いた場合には、（次したとしても）次したことは書かない。（戰った以上）次したのは當然の事であって、無意味に（戰いとは無關係に）次したのではない、からである。

附疏に引く『釋例』に「凡師一宿爲舍　再宿爲信　過信爲次　此周公之典　以詳錄師出入行止遲速　因爲之名也
兵事尙速　老師費財　不可以久　故春秋告命　三日以上
必記其次　舍之與信不書者　輕碎　不以告也　兵未有
所加　所次則書之　以示遲速　公次于滑　師次于郎　是
也　既書兵所加　則不書其所次　以事爲宜　非虛次　諸
久兵而不書次　是也　既書兵所加　而又書次者　義有取
於次　遂伐楚　次于涇　盟于牡丘　遂次于匡　是也　所
記　或次在事前　次以成事也　或次在事後　事成而次也
皆隨事實　無義例也」とあるのを參照。
なお、疏に引く『釋例』に「叔孫救晉　次于雍榆　傳曰
禮者　善其宗助盟主　非以次爲禮也　齊桓次于聶北　救
邢　亦以存邢　具其器用　師人無私　見善不在次也　而
賈氏皆卽以爲善次　次之與否　自是臨時用兵之宜　非禮
之所素制也」とある。

傳三年春溺會齊師伐衞　疾之也

注傳は、上の例（隱公四年）をかさねて明らかにしたのである。

附經のところの附を參照。

傳夏五月葬桓王　緩也

注桓公十五年の三月に崩じ、（その後）七年もたってようやく葬ったから、「遲すぎる」と言っているのである。

附桓公十五年に「三月乙未天王崩」とあり、注に「桓王也」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬」とあ

るのを参照。

傳秋紀季以酅入于齊　紀於是乎始判

㊟「判」は、分である。分かれて附庸となったのは、ここに始まる、ということである。

附『説文』に「判　分也」とある。なお、経のところの附を参照。

傳冬公次于滑　將會鄭伯謀紀故也　鄭伯辭以難

㊟厲公〔突〕が櫟にいた〔位をねらっていた〕からである。

附桓公十五年に「秋九月鄭伯突入于櫟」とある。なお、この注は少しく曖昧で、一見、「厲公は櫟にいた〔都にいなかった〕からである」という意味である、つまり、杜預は傳文の「鄭伯」を厲公と解していると、考えられそうだが、十四年の傳文「六月甲子傅瑕殺鄭子及其二子而納厲公」の注に「鄭子　莊四年稱伯會諸侯　今見殺不稱君　無謚者云云」とあることから推して、そうではなさそうである。つまり、杜預は傳文の「鄭伯」を鄭子と解していると考えられる。なお、桓公十八年の傳文に「祭仲逆鄭子于陳而立之」とあり、注に「鄭子　昭公弟子儀也」とあるのを参照。

傳凡師　一宿爲舍　再宿爲信　過信爲次

㊟経が「次」と書くための例である。「舍」・「宿〔信〕」を書かないのは、輕微だからである。「凡師」と言っているのは、君と臣とを通じてのことだからである。

附注の「舍宿不書　輕也」の「宿」は、経の疏に引く『釋例』に「舍之與信不書者　輕碎　不以告也」とあるから、「信」と同じものと考えられる〔あるいは、字の誤りかも知れない？〕。

なお、疏に引く『釋例』に「賈氏云　若魯公次乾侯之比非爲用師　不應在例　而復例之　亦爲濫也」とある。

〔莊公四年〕

經四年春王二月夫人姜氏享齊侯于祝丘

㊟傳はない。「享」は、食である。兩君が相まみえる禮であり、夫人がなすべきことではないから、直書して、あやまちであることを示したのである。「祝丘」は、魯地である。

附二年の傳文「冬夫人姜氏會齊侯于禚　書　姦也」の注に「會非夫人之事　顯然書之（中略）文姜比年出會　其義皆同」とあるのを参照。

なお、注の「享　食也」については、昭公五年の傳文「享覲有璋」の注に「享　饗也」とあるのを参照。また、僖公十年の公羊傳文「桓公之享國也長」の何注に「享　食」

とあり、『國語』周語上「大臣享其祿」の韋注に「享之言　食也」とあるのを參照。ちなみに、成公十四年の傳文に「古之爲享食也　以觀威儀省禍福也」とある。

經三月紀伯姬卒

㊟傳はない。隱公二年に裂繻が（君のために）迎えにきた女である。內女（魯女）は、諸侯の夫人になった者についてだけ、「卒」と「葬」とを、兩方とも書く。恩禮は、對等な者どうしの間で（のみ）成立する、からである。

㊟隱公二年に「九月紀裂繻來逆女」とあり、傳に「卿爲君逆也」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「內女　唯諸侯夫人　卒乃書　恩成於敵體　其非適諸侯　則略之　以服制相準也　生書其來　而死不錄其卒　從外大夫之比也」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「外夫人不卒　此其言卒何也　吾女也　適諸侯　則尊同　以吾爲之變卒之也」とあるのを參照。

經夏齊侯陳侯鄭伯遇于垂

㊟傳はない。

經紀侯大去其國

㊟（紀侯は）國を季に與え、季が社稷を奉じたから、「滅」とは言っていないのである。追い出されたのではないから、「奔」とは言っていないのである。「大去」とは、（二度と）もどらないという表現である。

㊟疏に引く『釋例』に「紀侯力弱慮窮　自以列國　不忍屈臣於齊　使季以酅求安　而脫身外寓　季果爲附庸　社稷有奉　故不言滅　不見迫逐　故不言奔　大去者　不反之辭　蓋時史卽實而言　仲尼弗改　故傳不言故書書曰也」とあるのを參照。

經六月乙丑齊侯葬紀伯姬

㊟傳はない。紀季が酅に入って齊の附庸となり、紀侯がその國を大去したので、齊侯は、附庸となったばかりの者に禮を加えて、手厚く待遇した。だから、伯姬の喪を代行して、紀國の夫人としての禮によって葬ったのである。

㊟疏に引く『釋例』に「紀侯大去其國　令弟納邑附齊　齊侯嘉而愍之　恩及伯姬　伯姬魯女　故以來告　大夫會葬　故書齊侯葬紀伯姬也　不書謚者　亡國之婦　夫妻皆降　莫與之謚　而賈許方以諸侯禮說　又失之也」とあるのを參照。

經秋七月

経 冬公及齊人狩于禚

注 傳はない。公は、國境を越えて、齊の微者と狩をしたのであるから、禮を失したことがわかる。

附 二年「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于禚」の注に「禚　齊地」とあるのを參照。また、公羊傳文に「公曷爲與微者狩」とあるのを參照。

傳 四年春王三月楚武王荆尸　授師孑焉　以伐隨

注 「尸」は、陳（陣立て）である。「荆」もまた、楚である。（つまり、「荆尸」とは）あらたに楚の陣立ての法をつくったのである。揚雄の『方言』によれば、「孑」は、戟（ほこ）である。とすれば、楚は、ここで始めて、戟をもまじえて陣立てしたのである。

附 注の前半については、宣公十二年の傳文「荆尸而舉」の注に「荆　楚也　尸　陳也　楚武王始更爲此陳法　遂以爲名」とあるのを參照。なお、注の「尸　陳也」は、『爾雅』釋詁の文である。また、注の「荆亦楚也」については、十年「秋九月荆敗蔡師于莘」の注に「荆　楚本號後改爲楚」とあるのを參照。

注の後半については、『方言』九に「戟　楚謂之釨」とある。

傳 將齊　入告夫人鄧曼曰　余心蕩

注 廟で武器を支給しようとしたから、（その前に）齋戒（しようと）したのである。「蕩」は、動散（うごきゆるむ）である。

附 すぐ下の傳文に「盈而蕩　天之道也」とあるのを參照。また、哀公十一年の傳文に「盈必毀　天之道也」とあるのを參照。

傳 鄧曼歎曰　王祿盡矣　盈而蕩　天之道也　先君其知之矣　故臨武事　將發大命　而蕩王心焉

注 楚は、小國で、邊鄙な夷狄の地にありながら、ここに至って、武王が始めて士衆を起こし、僭號して「王」を稱し、陣立ての法をつくって師に武器を支給（せんと）し、氣持ちが充實していたが、齋戒するに際して、（みちれば、うごきゆるむ、という天の道のとおりに）それがゆるんでしまった。だから、鄧曼は、（これを）天地・鬼神が（王が死ぬ）きざしとして示したものと考えたのである。

附 注の「楚爲小國　僻陋在夷」については、昭公十九年の傳文に「晉之伯也　邇於諸夏　而楚辟陋　故弗能與爭」とあるのを參照。

傳 若師徒無虧　王薨於行　國之福也

注 王が途中で死に、敵の手にかかることがなければ、とい

うことである。

傳王遂行　卒于構木之下

注「構木」は、木の名である。

傳令尹鬬祁莫敖屈重除道梁溠　營軍臨隨　隨人懼　行成

注この時、（楚は）王の死を祕していた（ため、はやめに決着をつけたかった）から、奇襲をはかって、直進できる道をあらたに切り開いたのである。「溠」水は、義陽の厥縣の西部にあり、東南に流れて、鄖水にそそいでいた。「梁」は、橋（橋をかける）である。隨人は、楚が攻めてくるとは思っていなかったから、懼れて和平を求めたのである。

附注の「溠水云云」については、疏に引く『釋例』に「義陽厥縣西有溠水　源出縣北　從縣西東南　至隨縣入鄖水」とあるのを參照。

傳莫敖以王命入盟隨侯　且請爲會於漢汭而還

注「汭」は、內である。漢水の西側をいう。

附『詩』大雅〈公劉〉「芮鞫之卽」の鄭箋に「芮之言　內也」とあるのを參照。なお、閔公二年の傳文「春虢公敗犬戎于渭汭」の注には「水之隈曲曰汭」とあり、また、昭公元年の傳文「館於雒汭」の注にも「水曲流爲汭」とあり、また、同二十四年の傳文「越大夫胥犴勞王於豫章之汭」の注にも「汭　水曲」とある。

傳濟漢而後發喪

傳紀侯不能下齊　以與紀季

注（紀侯は）屈服して齊につかえることが出來ず、國をすべて季に與えた、ということであり、季が叛いたのではない、ということを、明らかにしたのである。

傳夏紀侯大去其國　違齊難也

注「違」は、辟（さける）である。

附成公三年の傳文「雖遇執事　其弗敢違」の注、及び同十六年の傳文「乃皆左右相違於淖」の注に、同文が見える。なお、『國語』周語中「雖吾王叔　未能違難」の韋注に「違　避也」とあるのを參照。

〔莊公五年〕

經五年春王正月

經夏夫人姜氏如齊師

注傳はない。（この記事を）書いたのは、姦通したからである（二年傳文）。

經秋郳犂來來朝

注（「郳」は）附庸の國である。東海の昌慮縣の東北部に

郳城がある。「犂來」は、名である。

(附)下の傳文に「名　未王命也」とあるのを參照。また、公羊傳文に「黎來者何　名也」とあるのを參照。

(經)冬公會齊人宋人陳人蔡人伐衛

(傳)五年秋郳犂來來朝　名　未王命也

(注)(名を稱しているのは)まだ爵命を受けて諸侯となっていなかったからである。(つまり、ここで)傳は、"附庸は名を稱す"という例を發しているのである。その後(郳は)しばしば齊の桓公に從って周室を尊んだため、王が爵命を與えて小邾子とした。

(附)注の前半については、隱公元年「三月公及邾儀父盟于蔑」の注に「附庸之君　未王命　例稱名(中略)名例在莊五年」とあるのを參照。

注の後半については、疏に引く『譜』に「小邾　邾俠之後也　夷父顏有功於周　其子友別封爲附庸居郳　曾孫犂來始見春秋　附從齊桓以尊周室　命爲小邾子」とあるのを參照。また、僖公七年に「夏小邾子來朝」とあり、注に「郳犂來始得王命而來朝也　邾之別封　故曰小邾」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「倪者何　小邾婁也」とあるのも參照。

(傳)冬伐衛　納惠公也

(注)「惠公」とは、朔のことである。桓公十六年に、齊に出奔していた。

(附)桓公十六年に「十有一月衛侯朔出奔齊」とあり、注に「惠公也」とある。

〔莊公六年〕

(經)六年春王正月王人子突救衛

(注)「王人」とは、王の微官である。官は卑かったけれども、大事を授けられたから、(普通に)「人」と稱したうえに(特に)字(「子突」)を稱しているのである。

(附)疏に引く『釋例』に「莊六年五國諸侯犯逆王命以納衛朔大其事　故字王人　謂之子突」とあるのを參照。また、ここ及び僖公八年の公羊傳文に「王人者何　微者也」とあるのを參照。なお、穀梁傳文に「王人　卑者也　稱名貴之也　善救衛也　救者善　則伐者不正矣」とあり、范注に「何休以爲　稱子則非名也　鄭君釋之曰　王人賤者　錄則名可　今以其銜命救衛　故貴之　貴之　則子突爲字可知明矣　此名當爲字誤爾」とあるのも參照。

(經)夏六月衛侯朔入于衛

㊟朔は諸侯によって送り込まれたのに、「歸」と稱さず、國が迎えたという表現をとっている〔「入」と稱している〕のは、朔が、國人の支持を失うことを懼れて、國が迎えたものとして赴告してきた、からである。「歸」・「入」の例は、成公十八年にある。

㊟成公十八年の傳文に「凡去其國　國逆而立之　曰入　復其位　曰復歸　諸侯納之　曰歸　以惡　曰復入」とある。なお、疏に引く『釋例』に「朔懼有違衆之犯　而以國逆告　華元實國逆　欲挾晉以自助　故以外納赴　春秋從而書之　示二子之情也」とあるのを參照。

經秋公至自伐衛

㊟傳はない。（もどったことを書いているのは）廟に報告した（からである）。

㊟桓公二年の傳文に「冬公至自唐　告于廟也　凡公行　告于宗廟　反行　飲至舍爵策勳焉　禮也」とあるのを參照。

經螟

㊟傳はない。災害をもたらした（から書いたのである）。

㊟隱公五年「螟」の注に「蟲食苗心者　爲災　故書」とあるのを參照。また、二十九年の傳文に「凡物　不爲災不書」とあるのを參照。

經冬齊人來歸衛俘

㊟公羊・穀梁の經・傳は、いづれもみな、「衛寶」と言っており、ここの傳もまた「寶」と言っているのに、ここの經だけが「俘」と言っているのは、おそらく、經の誤りであろう。「俘」は、囚である。

㊟疏に引く『釋例』に「齊人來歸衛寶　公羊穀梁經傳及左氏傳皆同　唯左氏經獨言衛俘　考三家經傳　有六而其五皆言寶　此必左氏經之獨誤也」とあるのを參照。

傳六年春王人救衛

傳夏衛侯入　放公子黔牟于周　放甯跪于秦　殺左公子洩右公子職

㊟「甯跪」は、衛の大夫である。遠くにときはなすのを「放」という。

㊟宣公元年「晉放其大夫胥甲父于衛」の注に「放者　受罪黜免　宥之以遠」とあるのを參照。

傳乃卽位　君子以二公子之立黔牟爲不度矣　夫能固位者必度於本末　而後立衷焉　不知其本　不謀　知本之不枝弗强

㊟「本末」は、終始である。「衷」は、節適〔ほどよい〕

である。樹木にたとえたのであり、本が弱ければ、その枝は必ず折れてしまい、人の力で無理に茂らすことが出來るものではない、ということである。

(附)注の「本末　終始也」については、『禮記』大學に「物有本末　事有終始」とあるのを參照。

注の「衷　節適也」については、僖公二十四年の傳文「服之不衷　身之災也」の注に「衷猶適也」とあり、昭公十六年の傳文「發命之不衷」の注に「衷　當也」とあるのを參照。なお、「節適」は、ほどよいの意の連文と解せられる。

(傳)詩云　本枝百世

(注)「詩」は、大雅〈〈文王〉〉である。文王（の子孫）は、本も枝もともに茂り、百世までも繁榮する、ということである。

(傳)冬齊人來歸衛寶　文姜請之也

(注)公が、みづから齊とともに衛を伐ち、事がおわってもどったが、文姜は、齊侯と淫通したから、齊侯が獲た珍寶を請い求めて魯におくらせ、魯を悅ばせて（自分の）あやまちをわびようとしたのである。

(附)五年に「冬公會齊人宋人陳人蔡人伐衛」とあり、この年に「秋公至自伐衛」とある。

(傳)楚文王伐申　過鄧　鄧祁侯曰　吾甥也

(注)「祁」は、謚〈おくりな〉である。姉妹の子を「甥」という。

(附)『詩』大雅〈韓奕〉「汾王之甥」の鄭箋に「姉妹之子爲甥」とあるのを參照。

なお、『史記』楚世家の〈集解〉に「服虔云　鄧　曼姓」とある。

(傳)止而享之　騅甥聃甥養甥請殺楚子

(注)（三人は）いづれもみな、鄧の甥〈おい〉で、舅氏〈おじ〉に仕えていた。

(附)『爾雅』釋親に「謂我舅者　吾謂之甥也」とあるのを參照。また、『史記』十二諸侯年表に「鄧甥曰　楚可取」とあるのを參照。

(傳)鄧侯弗許　三甥曰　亡鄧國者　必此人也　若不早圖　後君噬齊

(注)腹齊〈ほぞ〉をかむようなことになる、ということであり、（後悔しても）及ばなくなる、ということを喩えたのである。

(附)注の「若齧腹齊」については、校勘記に「釋文標齧也兩字　臧禮堂云　若上當有噬齧也三字」とある。

(傳)其及圖之乎　圖之　此爲時矣　鄧侯曰　人將不食吾餘

㊟自分の甥を殺害すれば、必ずや人に賤しめられる、ということである。

傳對曰　若不從三臣　抑社稷實不血食　而君焉取餘

㊟君に（もはや）餘りものなど無い、ということである。

傳弗從　還年楚子伐鄧

㊟申を伐って引きあげた年である。

傳十六年楚復伐鄧滅之

㊟魯の莊公十六年に、楚はついに強大になったのである。（ここの傳は）楚の事を書いている（後の）經のために本を張ったのである。

㊝序に「傳或先經以始事」とあるのを參照。

〔莊公七年〕

經七年春夫人姜氏會齊侯于防

㊟「防」は、魯地である。

㊝下の傳文に「齊志也」とあり、注に「至魯地　則齊侯之志」とあるのを參照。なお、定公五年の傳文に「六月季平子行東野　還　未至　丙申卒于房」とあるのも參照。

經夏四月辛卯夜恒星不見

㊟「恒」は、常である。常に見える〔or現われる〕星をいう。「辛卯」は、四月五日であり、月の光はまだ微弱である〔月の光が星をかくすはずはない〕。おそらく、この時、雲はなく、日の光が昏になってもなくならなかった〔日の光が星をかくした〕のであろう。

㊝『爾雅』釋詁に「恒　常也」とあるのを參照。また、『漢書』五行志下之下に「劉歆以爲（中略）夜明　故常見之星皆不見」とあるのを參照。また、『玉燭寶典』四月孟夏の項に「服虔曰　恒　常也　天官列宿　常見之星也」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「恒星者何　列星也」とあり、何注に「恒　常也　常以時列見」とあり、穀梁傳文に「恒星者　經星也」とあり、范注に「經　常也　謂常列宿」とあるのも參照。

なお、『玉燭寶典』四月孟夏の項に「賈逵曰　恒星　北斗也　說　南方朱鳥星也」とあり、また、「服虔曰（中略）常見火星皆不見也」とある。

經夜中星隕如雨

㊟「如」は、而である。夜半になって雲が出、星が落ちてそのうえ雨もふり、その數が多かったから、いづれも異變として記したのである。日の光がなくならず、恒星が見えなかった〔or現われなかった〕のに、「夜中」と言っているのは、水漏〔水時計〕によって知ったのである。

㊝注の前半については、『漢書』五行志下之下に「劉歆以爲（中略）星隕如雨　如　而也　星隕而且雨　故曰　與

雨偕也　明雨與星隕　兩變相成也」とあるのを參照。なお、注の「如　而也」については、僖公二十六年の傳文「室如縣磬」の注に、同文がみえる。

注の後半については、穀梁傳文に「何用見其中也　失變而錄其時　則夜半矣」とあり、范注に「失星變之始　而錄其已隕之時　檢錄漏刻　以知夜中」とあるのを參照。

經秋大水

注傳はない。

經無麥苗

注今〔夏正〕の五月が、周正の秋である。平地に水が出て、熟した麥及び五稼の苗をおし流したのである。

經冬夫人姜氏會齊侯于穀

注傳はない。「穀」は、齊地で、今の濟北の穀城縣である。

傳七年春文姜會齊侯于防　齊志也

注文姜はしばしば齊侯と會したが、齊地に行った場合は、夫人の發意で姦通したのであり、魯地に行った場合は、齊侯の發意である。だから、傳は、（中間の例は）略して、兩端〔はじめとおわり、つまり、二年とここの例〕を〔代表として〕擧げて、言ったのである。

附注の「文姜數與齊侯會」については、二年に「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于禚」とあり、四年に「春王二月夫人姜氏享齊侯于祝丘」とあり、五年に「夏夫人姜氏如齊師」とあり、七年に「春夫人姜氏會齊侯于防」とあり〔ここ〕、また、「冬夫人姜氏會齊侯于穀」とある。

注の「至齊地則姦發夫人云云」については、二年の傳文に「書　姦也」とあり、注に「傳曰書姦　姦在夫人」とあり、ここの傳文に「齊志也」とある。なお、疏に引く『釋例』に「婦人無外事　見兄弟不踰閾　故其他行　非禮所及　亦例所不存　而當其時　實有出入　或以事宜或以淫縱　小君之行　不得不書　故直書其行　而其善惡各繫於本　會于禚　傳稱書姦　夫人入齊地也　會于防傳稱齊志　齊侯入魯地也　於經無例　傳以實言之」とあるのを參照。

傳夏恒星不見　夜明也　星隕如雨　與雨偕也

注「偕」は、俱〔ともに〕である。

附『詩』邶風〈擊鼓〉「與子偕老」の毛傳に「偕　俱也」とあるのを參照。

傳秋無麥苗　不害嘉穀也

㊟黍稷は、それでもなお、更めてうえることが出來るから、「嘉穀（の收穫）には害がなかった」と言っているのである。

㊟僖公三十年の傳文「羞嘉穀」の注に「嘉穀　熟稻黍也」とあるのを參照。

〔莊公八年〕

㊟八年春王正月師次于郎　以俟陳人蔡人

㊟傳はない。ともに郕を伐つことを約束していたが、陳・蔡がやって來なかったので、師を郎にとどめて、待ったのである。

㊟疏に「何休服虔亦言欲共伐郕」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「賈逵及說穀梁者　皆云　陳蔡欲伐魯故待之」とある。

㊟甲午治兵

㊟廟で治兵して、號令を演習し、郕を圍もうとしたのである。

㊟公羊傳文に「出曰祠兵　入曰振旅　其禮一也　皆習戰也」とあり、穀梁傳文に「出曰治兵　習戰也　入曰振旅　習戰也」とあるのを參照。

㊟夏師及齊師圍郕　郕降于齊師

㊟二國が同じく討ち、齊だけが郕（の降服）を受納したのである。

㊟下の傳文の注に「齊不與魯共其功」とあるのを參照。

㊟秋師還

㊟當時の史官が、公が自分に勝って禮をふみ（『論語』顏淵）、軍をそこなわずにもどった、ことを、善としたから、特別に「師還」と書いたのである。

㊟下の傳文に「秋師還　君子是以善魯莊公」とあり、注に「傳言經所以卽用舊史之文」とあるのを參照。なお、あまりはっきりはしないが、杜預は、どうやら、傳文の「君子」を史官と解しているようである。

㊟冬十有一月癸未齊無知弑其君諸兒

㊟臣を稱しているのは、臣の方に罪があったからである。

㊟隱公四年「戊申衞州吁弑其君完」の注及びその㊟を參照。

㊟八年春治兵于廟　禮也　夏師及齊師圍郕　郕降于齊師

仲慶父請伐齊師

㊟齊が魯と戰功を共有しなかった（ひとりじめにした）から、齊を伐とうとしたのである。

(附)経の注に「二國同討　而齊獨納郕」とあるのを參照。

傳公曰　不可　我實不德　齊師何罪　罪我之由　夏書曰

皐陶邁種德

(注)「夏書」は、逸書である。皐陶がよく勉めて德をそだてていることを稱えたのである。「邁」は、勉である。

(附)注の「逸書」の「書」は、普通名詞ではなくて、おそらく、箇有名詞の『書』であろう。ちなみに、『史通』古今正史に「至於後漢　孔氏之本遂絕　其有見於經典者諸儒皆謂之逸書（馬融鄭玄杜預也）」とある。

なお、僞古文の〈大禹謨〉では、杜預とは異なり、下の「德乃降」までを拾っている。

傳德乃降　姑務脩德　以待時乎

(注)德があって始めて人が降服してくる、ということである。「姑」は、且〔しばらく〕である。

(附)注の「姑　且也」については、隱公元年の傳文「子姑待之」の注に、同文がみえる。なお、『詩』周南〈卷耳〉「我姑酌彼金罍」の毛傳に「姑　且也」とあるのを參照。

傳秋師還　君子是以善魯莊公

(注)傳は、經が舊史の文をそのまま用いている、ということを言っているのである。

(附)經の注及び(附)を參照。

傳齊侯使連稱管至父戍葵丘

(注)「連稱」・「管至父」は、いづれもみな、齊の大夫である。「戍」は、守である。「葵丘」は、齊地である。臨淄縣の西部に葵丘という名の土地がある。

(附)注の「連稱管至父皆齊大夫」については、『史記』齊世家の〈集解〉に「賈逵曰　連稱管至父皆齊大夫」とあるのを參照。

注の「戍　守也」については、僖公十三年の傳文「諸侯戍周」の注に、同文が見える。なお、『詩』王風〈揚之水〉「不與我戍申」の毛傳に「戍　守也」とあるのを參照。また、十七年の公羊傳文「衆殺戍者也」の何注に「以兵守之曰戍」とあるのを參照。

傳瓜時而往　曰　及瓜而代　期戍　公問不至

(注)「問」は、命である。

(附)『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰　瓜時　七月　及瓜　謂後年瓜時」とある。なお、『詩』豳風〈七月〉に「七月食瓜」とあるのを參照。

傳請代　弗許　故謀作亂　僖公之母弟曰夷仲年　生公孫無知　有寵於僖公　衣服禮秩如適

(注)「適」は、大子である。

(附)隱公元年の公羊傳文「立適以長不以賢」の何注に「適謂適夫人之子」とあるのを參照。

傳襄公絀之　二人因之以作亂

注「二人」とは、連稱と管至父とである。

傳連稱有從妹在公宮　無寵　使間公

注公のすきをうかがわせたのである。

附『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰　爲妾在宮也」とある。

傳曰　捷　吾以女爲夫人

注「捷」は、克である。（連稱が）無知の言葉をつたえたのである。

附注の「捷　克也」については、宣公十二年の傳文「事之不捷　惡有所分」の注に「捷　成也」とあるのを參照。また、『爾雅』釋詁に「捷　勝也」とあるのを參照。注の「宣無知之言」については、『史記』齊世家に「曰事成　以女爲無知夫人」とあって、無知ではなく、連稱のせりふになっているのを參照。

傳冬十二月齊侯游于姑棼　遂田于貝丘

注「姑棼」・「貝丘」は、いづれもみな、齊地である。「田」は、獵である。樂安の博昌縣の南部に貝丘という名の土地がある。

附注の「姑棼貝丘皆齊地」については、『史記』齊世家の〈集解〉に「賈逵曰　齊地也」とあるのを參照。注の「田　獵也」については、宣公二年の傳文「初宣子田於首山」の注に、同文がみえる。なお、桓公四年の公羊傳文に「狩者何　田狩也」とあり、何注に「田者　蒐狩之揔名也」とあるのを參照。ちなみに、『史記』齊世家には「遂獵沛丘」とある。

傳見大豕　從者曰　公子彭生也

注公が大豕を見、從者が彭生を見たのであり、いづれもみな、妖鬼である。

附『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰　公見彘　從者乃見彭生　鬼改形爲豕也」とあるのを參照。

傳公怒曰　彭生敢見　射之　豕人立而啼　公懼　隊于車傷足喪屨　反　誅屨於徒人費

注「誅」は、責（もとめる）である。

附襄公三十一年の傳文に「以敝邑褊小　介於大國　誅求無時」とあり、注に「誅　責也」とあるのを參照。また、『國語』吳語に「以歲之不穫也　無有誅焉」とあり、韋注に「穫　收也　誅　責也　不責諸侯之貢賦」とあるのを參照。

なお、傳文の「徒人」については、王引之『經義述聞』に「徒當爲侍字之誤也　侍人卽寺人　下文鞭之見血　與齊莊公鞭侍人賈舉相類　又曰　費請先入　伏公而出鬬明是侍人給事宮中者　漢書古今人表作寺人費　是其明證

也　下文石之紛如孟陽　皆侍人也　不言侍人者　蒙侍人費之文而省也　若作徒人　則文字相承之理不見　且徧考書傳　豈有徒人之官乎　杜於石之紛如孟陽竝注曰小臣而徒人費無注　且僖二年齊寺人貂　注曰寺人內奄官　成十七年寺人孟張　注曰寺人奄士　而此獨無注　蓋所見本已誤爲徒人　故疑而闕之也」とある。

傳弗得　鞭之　見血　走出　遇賊于門　劫而束之　費曰我奚御哉　袒而示之背　信之　費請先入

注賊を助けるようなふりをしたのである。

傳伏公而出鬬　死于門中　石之紛如死于階下

注「石之紛如」は、齊の小臣である。彼もまた、討ち死にしたのである。

傳遂入　殺孟陽于牀

注「孟陽」もまた、小臣である。公の身代わりとして寢臺にねていたのである。

傳曰　非君也　不類　見公之足于戶下　遂弑之　而立無知

注經は、「十（有）一月癸未」と書いている。〈長厤〉によって推算すると、（この）月の六日である。傳が「十二月」と言っているのは、傳の方の誤りである。

傳初襄公立　無常

注政令に定準がなかったのである。

傳鮑叔牙曰　君使民慢　亂將作矣　奉公子小白出奔莒

注「鮑叔牙」は、小白の傅〔もりやく〕である。「小白」は、僖公の庶子である。

附『史記』齊世家に「次弟小白奔莒　鮑叔傅之」とあるのを參照。

傳亂作　管夷吾召忽奉公子糾來奔

注「管夷吾」・「召忽」は、いづれもみな、子糾の傅〔もりやく〕である。「子糾」は、小白の庶兄である。（魯に）來たことが（經に）書かれていないのは、いづれもみな、卿ではなかった、からである。九年の「（夏）公伐齊納子糾　齊小白入于齊」のために傳したのである。

附『史記』齊世家に「次弟糾奔魯（中略）管仲召忽傅之」とあるのを參照。

傳初公孫無知虐于雍廩

注「雍廩」は、齊の大夫である。（九年の）「（春齊人）殺無知」のために傳したのである。

附『史記』齊世家の〈集解〉に「賈逵曰　渠丘大夫也」とある。なお、昭公十一年の傳文に「齊渠丘實殺無知」とあり、注に「在莊九年　渠丘　今齊國西安縣也　齊大夫雍廩邑」とあるのを參照。

〔莊公九年〕

經九年春齊人殺無知

㊟無知は、君を弑して立ったが、未だ（諸侯の）會に列席していなかったから、爵を書いていない（「其君」と稱していない）のである。例は、成公十六年にある。

㊝成公十六年の傳文に「若有罪　則君列諸會矣」とあり、注に「諸侯雖有簒弑之罪　侯伯已與之會　則不復討　前年會于戚　曹伯在列　盟畢乃執之　故曹人以爲無罪」とある。なお、疏に引く『釋例』に「諸侯不受先君之命而簒立　得與諸侯會者　則以成君書之　齊商人蔡侯般之屬　是也　若未得接於諸侯　則不稱爵　楚公子棄疾殺公子比　蔡人殺陳佗　齊人殺無知　衛人殺州吁公子瑕之屬是也／諸侯簒立　雖以會諸侯爲正　此列國之制也　至於國內　策名委質　卽君臣之分已定　故雖殺不成君　亦與成君同義也」とあるのを參照（なお、この文が、前後で矛盾しているかのように見える點については、隱公四年「九月衛人殺州吁于濮」の疏に「以其未會諸侯　故不書爵　猶不從兩下相殺之例　故云　亦與成君同義」とある）。

經公及齊大夫盟于蔇

㊟齊は（國が）亂れて君がいなかったから、大夫が公に匹敵し得ているのである。おそらく、子糾を迎えようとしたのであろう。やって來た者が一人ではなかったから、名を稱していないのである。「蔇」は、魯地である。琅邪の繒縣の北部に蔇亭がある。

㊝注の「齊亂無君　故大夫得敵於公」については、僖公二十九年「夏六月會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉」の傳文に「卿不書　罪之也　在禮　卿不會公侯　會伯子男可也」とあるのを參照。

注の「蓋欲迎子糾也」については、穀梁傳文に「盟納子糾也」とあるのを參照。

注の「來者非一人　故不稱名」については、公羊傳文に「然則何以不名　爲其諱與大夫盟也　使若衆然」とあるのを參照。なお、疏は、文公七年「宋人殺其大夫」の傳文「不稱名　衆也（且言非其罪也）」を引いているが、注に「不稱殺者及死者名　殺者衆　故名不可知（死者無罪　則例不稱名）」とあって、「衆也」は、「宋人」の方の說明であるから、ここに引くのはあまり適切とはいえない。ちなみに、文公七年の疏には「言衆也　解殺者不名　言殺者衆多　其名不可知也　且言非其罪也　解死者不名　言死者無罪　則於例不稱名也」とある。

經夏公伐齊納子糾

㊝ここの經文については、疏に「賈逵云　不言公子　次正也」とあって、賈逵の本には「子」の字がなかったよう

である。それは、下の經文「九月齊人取子糾殺之」の疏に「賈逵云　稱子者　愍之」とあることによって、確かめられる。ちなみに、公羊では、ここの經に「子」の字がなく、傳に「糾者何　公子糾也　何以不稱公子　君前臣名也」とある。なお、杜預の本がどうだったかは、あまりはっきりしないが、特に注がないことからして、下の經文と同様に「子」の字があった可能性が高い〔楊伯峻『春秋左傳注』を參照〕。ちなみに、八年の傳文「亂作　管夷吾召忽奉公子糾來奔」の注に「九年公伐齊納子糾」とある。

經 齊小白入于齊

注 二公子には（國内に）それぞれ黨與がいたから、盟って子糾を迎えようとしても、伐って始めて入ることが出來る、という狀況であり、しかも、小白におくれをとってしまったのである。小白が、「入」と稱して、國が迎えたという表現に從っているのは、以前（小白には）位がなかった、からである。

附 注の前半については、異說として、疏に「賈服以爲　齊大夫來迎子糾　公不亟遣　而盟以要之　齊人歸迎小白」とある。ちなみに、穀梁傳文には「當可納而不納　齊變而後伐」とある。なお、注の「出在小白之後」については、下の傳文に「夏公伐齊納子糾　桓公自莒先入」とあり、注に「桓公　小白」とあるのを參照。また、『史記』魯世家に「魯欲內子糾於齊　後桓公」とあるのを參照。注の後半については、成公十八年の傳文に「凡去其國國逆而立之　曰入」とあり、注に「謂本無位　紹繼而立」とあるのを參照。

經 秋七月丁酉葬齊襄公

注 傳はない。（死後）九箇月もたって葬ったのは、亂のためである。

附 隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを參照。

經 八月庚申及齊師戰于乾時　我師敗績

注 小白が（君として）既に定まったのに、公はなお師をひかず、複數の季節〔夏と秋〕にまたがって戰い、そのまま大敗したのである。「公戰」・「公敗」と稱していないのは、諱んでである。「乾時」は、齊地である。時水が樂安の境界にあり、その支流は、ひでりがつづくと、かれてしまう。だから、「乾時」というのである。

附 注の「不稱公戰公敗　諱之」については、下の傳文に「公喪戎路　傳乘而歸」とあるのを參照。また、公羊傳文に「曷爲使微者　公也」とあるのを參照。

經九月齊人取子糾殺之

注公子が賊亂をなせば、（ここのように、經に）書くのである。齊は、實際には、殺すよう言ってきただけである〔殺したのは魯である〕のに、「齊が取って殺した」と書いているのは、當時の史官が、齊の意圖は、いつわって管仲を手に入れることにあり、肉親を殺すに忍びないわけではなかった、ことをにくんだから、極端な言い方をしたのである。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「禍福不告則不書　然則國之大事　見告則皆承告而書　貴賤各以所告爲文也　福莫大於享國有家　禍莫甚於骨肉相殘　故公子取國及爲亂見殺者　亦皆書之　不必繫於爲卿　故子糾意恢以公子見書於經也」とあるのを參照。

注の後半については、下の傳文に「鮑叔帥師來言曰　子糾親也　請君討之（注　鮑叔乘勝而進軍　志在生得管仲　故託不忍之辭）管召讎也　請受而甘心焉」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「其言取之何　內辭也　脅我使我殺之也」とあるのも參照。

經冬浚洙

注傳はない。「洙」水は、魯城の北にあり、下って泗水に合していた。浚って深くしたのは、齊のために備えたのである。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「洙水　出魯國東北　西南入泧水　下合泗」とあるのを參照。

注の後半については、公羊傳文に「浚之者何　深之也　曷爲深之　畏齊也」とあるのを參照。

傳九年春雍廩殺無知

傳公及齊大夫盟于蔇　齊無君也

傳夏公伐齊納子糾　桓公自莒先入

注「桓公」とは、（經の）小白のことである。

傳秋師及齊師戰于乾時　我師敗績　公喪戎路　傳乘而歸

注「戎路」は、兵車である。「傳乘」とは、他の車に乘ったのである。

附注の「傳乘　乘他車」については、「傳」をそのまま讀んで、乘りついだとしているのか、あるいは、「轉」に通じると見て、乘りかえたとしているのか、はっきりしない。

傳秦子梁子以公旗辟于下道

㊟二子は、公の御者及び戎右〔そえのり〕である。それによって、齊の師をまどわしたのである。

㊳是以皆止

㊟「止」は、獲である。

㊳僖公十五年の傳文「輅秦伯　將止之」の注に、同文がみえる。なお、隱公十一年の傳文「公之爲公子也　與鄭人戰于狐壤　止焉」の注に「內諱獲　故言止」とあり、僖公十七年の傳文「齊人以爲討而止公」の注に「內諱執　皆言止」とあるのを參照。また、『國語』晉語三「亦不克救　遂止于秦」の韋注に「止　獲也　爲秦所獲」とあるのを參照。

㊳鮑叔帥師來言曰　子糾　親也　請君討之

㊟鮑叔は、勝ちに乘じて軍を進めたが、その意圖は、管仲を生きたまま手に入れることにあったから、（肉親を殺すに）忍びないという言葉にかこつけたのである。

㊳上の經の注に「齊志在譎以求管仲　非不忍其親」とあるのを參照。

㊳管召　讎也　請受而甘心焉

㊟管仲は桓公を射たから、「讎」と言っているのである。「甘心」とは、思う存分に殺戮したい、ということである。

㊳『史記』齊世家に「魯聞無知死　亦發兵送公子糾　而使管仲別將兵遮莒道　射中小白帶鉤　小白詳死　管仲使人馳報魯」とあるのを參照。

㊳乃殺子糾于生竇

㊟「生竇」は、魯地である。

㊳『史記』齊世家「遂殺子糾于笙瀆」の〈集解〉に「賈逵曰　魯地句瀆也」とある。

㊳召忽死之　管仲請囚　鮑叔受之　及堂阜而稅之

㊟「堂阜」は、齊地である。東莞の蒙陰縣の西北部に夷吾亭がある。鮑叔がここで夷吾の縛めを解いたから、それに因んで名づけた、とも言われている。

㊳傳文の「稅」及び注の「解」については、成公九年の傳文に「有司對曰　鄭人所獻楚囚也　使稅之」とあり、注に「稅　解也」とあるのを參照。なお、『史記』齊世家の〈集解〉に「賈逵曰　堂阜　魯北境」とある。

㊳歸而以告曰　管夷吾治於高傒

㊟「高傒」は、齊の卿の高敬仲である。管仲の政治の才能は敬仲よりもまさっている、ということである。

㊳『史記』齊世家「小白自少好善大夫高傒」の〈集解〉に「賈逵曰　齊正卿高敬仲也」とあるのを參照。

㊳使相可也　公從之

〔莊公十年〕

經十年春王正月公敗齊師于長勺

注齊人は（すでに）陣を整えていたけれども、魯が權謀によってひきとどめたため、陣が整っていても、用いることが出來なかった。だから、陣が整っていなかったという表現をとっている〔「戰」ではなく、「敗」と言っている〕のである。例は、十一年にある。「長勺」は、魯地である。

附十一年の傳文に「凡師　敵未陳曰敗某師」とあり、注に「通謂設權譎變詐以勝敵　彼我不得成列　成列而不得用故以未陳獨敗爲文」とあり、つづく傳文に「皆陳曰戰」とあり、注に「堅而有備　各得其所　成敗決於志力者也」とある。なお、疏に引く『釋例』に「長勺之役　雖俱陳而鼓音不齊　檇李之役　越人患吳之整　以死士亂吳雖皆已陳　獨以獨克爲文　舉其權詐」とあるのを參照。なお、事件の詳細については、下の傳文を參照。

經二月公侵宋

注傳はない。「侵」の例は、二十九年にある。

附二十九年の傳文に「凡師　有鍾鼓曰伐　無曰侵　輕曰襲」とある。

經三月宋人遷宿

注傳はない。宋が無理やりうつして、その地を取ったから、表現が「邢遷」とは異なっているのである。

附僖公元年に「夏六月邢遷于夷儀」とあり、注に「邢遷如歸　故以自遷爲辭」とある。なお、元年「齊師遷紀郱鄑郚」の疏に引く『釋例』に「邢遷于夷儀　則以自遷爲文　宋人遷宿　齊人遷陽　則以宋齊爲文　各從彼此所遷之實　記注之常辭　亦非例也」とあるのを參照。

經夏六月齊師宋師次于郎

注「侵」・「伐」を言っていないのは、齊が兵の主となり、虒の盟〔九年〕に背いたからであり、長勺の場合と同義である。

附注の「義與長勺同」については、下の傳文「春齊師伐我」の注に「不書侵伐　齊背虒之盟　我有辭」とある。

經公敗宋師于乘丘

注「乘丘」は、魯地である。

經秋九月荆敗蔡師于莘

注「荆」は、楚の本號であり、後に改めて「楚」としたのである。楚は、邊鄙な夷狄の地にあり、ここで始めて中國と通じたが、告命の辭〔赴告のことば〕が、まだ典禮に合致していなかったから、（ただ國を稱し）將帥〔軍

をひきいた者）を稱していないのである。「莘」は、蔡地である。

㊟注の「上國」については、昭公二十七年の傳文「使延州來季子聘于上國」の疏に「服虔云　上國　中國也」とあるのを參照。

經以蔡侯獻舞歸

㊟「獻舞」とは、蔡季のことである。

㊟桓公十七年に「秋八月蔡季自陳歸于蔡」とある。なお、隱公七年「戎伐凡伯于楚丘以歸」の注に「但言以歸　非執也」とあるのを參照。

經冬十月齊師滅譚

㊟「譚」國は、濟南の平陵縣の西南部にあった。傳に「譚が無禮だったからである」とあるが、これはただ、滅されたわけを釋しているのであって、經に義例はない。他はみな、これに倣う。「滅」の例は、文公十五年にある。

㊟文公十五年の傳文に「凡勝國曰滅之」とあり、注に「勝國　絕其社稷　有其土地」とある。

經譚子奔莒

㊟「出奔」と言っていないのは、國が滅んで、そこから出るという根據地がない、からである。

㊟公羊傳文に「何以不言出　國已滅矣　無所出也」とあり、何注に「別於有國出奔者」とあるのを參照。

傳十年春齊師伐我

㊟（經に）「侵」・「伐」を書いていないのは、齊が蔇の盟（九年）に背き、わが方の言い分が正しかった（わが方に理があった）、からである。

㊟桓公十年の傳文に「冬齊衞鄭來戰于郎　我有辭也（中略）故不稱侵伐」とあり、注に「不稱侵伐　而以戰爲文　明魯直諸侯曲　故言我有辭」とあるのを參照。

傳公將戰　曹劌請見

㊟「曹劌」は、魯人である。

㊟『史記』刺客列傳に「曹沫者　魯人也」とあるのを參照。

傳其鄉人曰　肉食者謀之　又何間焉

㊟「肉食」とは、（高）位にある者である。「間」は、與（あづかる）と同じである。

㊟注の前半については、昭公四年の傳文「食肉之祿」の注に「謂在朝廷治其職事就官食者」とあるのを參照。注の後半については、昭公二十六年の傳文「諸侯釋位以間王政」の注に、同文がみえる。

傳劌曰　肉食者鄙　未能遠謀　乃入見　問何以戰　公曰　衣食所安　弗敢專也　必以分人　對曰　小惠未徧　民弗從也

㊟公の衣食を分けても、恩惠をこうむるのは左右の者に過ぎないから、「行きわたらない」と言っているのである。

㊳公曰　犧牲玉帛　弗敢加也　必以信

㊟祝史の禱辭では、小を大としたり、惡を善としたりする〔言葉をかざる〕、ということがない。

㊳桓公六年の傳文に「祝史正辭　信也」とあり、注に「正辭　不虛稱君美」とあるのを參照。

㊳對曰　小信未孚　神弗福也

㊟「孚」は、大信である。

㊳襄公十三年の傳文「其詩曰　儀刑文王　萬邦作孚」の注に「孚　信也」とあるのを參照。なお、この「詩」は、大雅の〈文王〉であり、その毛傳にも「孚　信也」とある。

㊳公曰　小大之獄　雖不能察　必以情

㊟いつも自分の眞情を盡くしている。「察」は、審〔つまびらかにする〕である。

㊳注の「察　審也」は、『爾雅』釋詁の文である。

㊳對曰　忠之屬也

㊟上にたつ者が民に利を與えようとはかるのが、忠である〔桓公六年傳文〕。

㊳可以一戰　戰則請從　公與之乘

㊟ともに兵車に乘ったのである。

㊳戰于長勺　公將鼓之　劌曰　未可　齊人三鼓　劌曰　可矣　齊師敗績　公將馳之　劌曰　未可　下視其轍

㊟車の跡をしらべたのである。

㊳昭公十二年の傳文に「周行天下　將皆必有車轍馬跡焉」とあるのを參照。

なお、『文選』卷第三十五張景陽〈七命〉の李善注には「杜左氏傳注　轍　車迹也」とある〔技勘記を參照〕。

㊳登軾而望之　曰　可矣　遂逐齊師　既克　公問其故　對曰　夫戰　勇氣也　一鼓作氣　再而衰　三而竭　彼竭我盈　故克之　夫大國難測也　懼有伏焉

㊟逃げるふりをしているのかも知れなかった。

㊳吾視其轍亂　望其旗靡　故逐之

㊟旗がたおれ、車の跡が亂れていた、ということは、あわてふためいていた、ということである。

㊳夏六月齊師宋師次于郎　公子偃曰　宋師不整　可敗也

㊟「公子偃」は、魯の大夫である。

㊳宋敗　齊必還　請擊之　公弗許　自雩門竊出　蒙皐比而先犯之

㊟「雩門」は、魯の南城の門である。「皐比」は、虎の皮である。

㊳注の前半については、三十二年の傳文「犖有力焉　能投

蓋于稷門」の注に「稷門　魯南城門」とあるのを參照。注の後半については、僖公二十八年の傳文に「胥臣蒙馬以虎皮　先犯陳蔡」とあるのを參照。なお、疏に「其名曰皐比　則其義未聞　樂記云　倒載干戈　包之以虎皮名之曰建櫜　鄭玄以爲兵甲之衣曰櫜　櫜　韜也　而其字或作建皐　故服虔引以解此」とある。

傳公從之　大敗宋師于乘丘　齊師乃還

傳蔡哀侯娶于陳　息侯亦娶焉　息嬀將歸　過蔡　蔡侯曰吾姨也

注妻の姉妹を「姨」という。

附『爾雅』釋親に「妻之姊妹同出爲姨」とあるのを參照。

傳止而見之　弗賓

注禮によって尊ぶことをしなかったのである。

傳息侯聞之　怒　使謂楚文王曰　伐我　吾求救於蔡而伐之楚子從之　秋九月楚敗蔡師于莘　以蔡侯獻舞歸

傳齊侯之出也　過譚　譚不禮焉　及其入也　諸侯皆賀　譚又不至

注九年に入った。

附九年に「齊小白入于齊」とある。

傳冬齊師滅譚　譚無禮也　譚子奔莒　同盟故也

注傳は、譚は（思慮が？）遠くにまで及ばなかったから、亡んだのである、と言っているのである。

附桓公六年の傳文「君子曰　善自爲謀」の注に「言獨絜其身　謀不及國」とあるのを參照。なお、襄公二十八年の傳文に「君子有遠慮　小人從邇」とあり、『論語』衛靈公に「人無遠慮　必有近憂」とあるのも參照。